

2.3 社会的状況

社会的状況については、事業実施想定区域から概ね4kmの範囲にある上田市、坂城町に加え、上田地域広域連合の構成市町村である東御市、青木村、長和町についても合わせて整理した。

2.3.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における人口、世帯数の状況及び人口の推移は、表 2.3-1及び表 2.3-2 に示すとおりである。

長野県における平成30年の人口は2,063,865人、世帯数は824,314世帯となっている。

事業実施想定区域が位置する上田市の平成30年の人口及び世帯数は、人口が155,323人、世帯数が64,243世帯となっている。また、平成22～30年の人口の推移をみると、どの地域においても減少傾向である。

表 2.3-1 人口及び世帯数の状況(平成30年)

市町村	項目	人口(人)	世帯数(世帯)
上田市		155,323	64,243
坂城町		14,470	5,588
東御市		29,561	11,244
青木村		4,154	1,543
長和町		5,847	2,383
長野県		2,063,865	824,314

注) 平成30年10月1日現在

出典:「平成30年(2018年)長野県統計書」(令和3年1月 長野県)

表 2.3-2 人口の推移

単位:人

年	市町村	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
平成22年		159,597	15,730	30,696	4,609	6,780	2,152,449
平成27年		156,827	14,871	30,107	4,343	6,166	2,098,804
平成30年		155,323	14,470	29,561	4,154	5,847	2,063,865

出典:「平成30年(2018年)長野県統計書」(令和3年1月 長野県)

2. 産業の状況

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における平成28年の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 2.3-3に示すとおりである。

長野県における平成28年の事業所数の合計は106,030事業所であり、従業員数の合計は928,421人である。

また、事業実施想定区域が位置する上田市の平成28年の事業所数及び従業員数は事業所数が7,507事業所、従業員数が71,860人である。業種別にみると事業所数は卸売業、小売業が1,820事業所、従業員数は製造業が18,837人で最も多くなっている。

表 2.3-3 産業分類別事業所数及び従業者数（平成28年）

市町村 産業分類	上田市		坂城町		東御市		青木村		長和町		長野県	
	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)	事業所数	従業員数(人)
第一次産業												
農林漁業	55	501	10	72	24	293	5	39	10	124	1,113	13,776
鉱業、採石業、砂利採取業	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	63	381
第二次産業												
建設業	720	3,893	78	290	198	893	26	73	62	245	11,854	67,071
製造業	886	18,837	230	5,549	199	4,850	46	461	53	471	10,890	208,904
第三次産業												
電気・ガス・熱供給・水道業	6	290	1	1	1	3	—	—	—	—	132	4,023
情報通信業	67	836	—	—	9	48	1	1	2	2	902	11,713
運輸業、郵便業	123	1,948	12	201	41	1,274	3	122	8	190	1,933	41,642
卸売業、小売業	1,820	13,974	114	707	283	2,121	31	121	57	227	24,779	178,906
金融業、保険業	122	1,607	7	134	14	91	2	13	6	12	1,544	20,157
不動産業、物品賃貸業	521	1,383	15	37	57	117	3	4	6	58	7,047	19,479
学術研究、専門・技術サービス業	309	1,773	25	58	39	212	4	13	7	12	4,124	20,900
宿泊業、飲食サービス業	1,015	7,221	45	162	131	623	19	58	91	290	15,521	96,948
生活関連サービス業、娯楽業	634	2,706	41	200	99	450	15	40	21	69	8,641	38,176
教育、学習支援業	187	1,603	15	53	28	118	5	11	8	9	2,867	18,302
医療、福祉	523	9,843	30	314	67	1,089	11	14	15	146	7,187	118,377
複合サービス事業	59	1,016	5	45	11	96	2	24	5	40	914	13,591
その他サービス業	458	4,424	30	119	71	500	7	11	16	36	6,519	56,075
合計	7,507	71,860	658	7,942	1,272	12,778	180	1,132	367	1,931	106,030	928,421

注) 平成28年6月1日現在

出典「平成30年(2018年)長野県統計書」(令和3年1月 長野県)

(1) 農業

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における平成29年の農業産出額は表 2.3-4に、平成27年の農業経営体数は表 2.3-5に示すとおりである。

長野県における平成29年の農業産出額は約2,475億円、平成27年における販売のあった農業経営体数は49,233となっており、産出額は野菜が、経営体数は稲作が最多となっている。

また、事業実施想定区域が位置する上田市の平成29年の農業産出額及び平成27年における販売のあった農業経営体数は農業産出額が約82億8千万円、農業経営体数が2,102となっており、農業産出額は野菜が、経営体数は稲作が最多となっている。

表 2.3-4 農業産出額（推計）（平成 29 年）

単位：1,000 万円

分類		項目	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県	
農 業 産 出 額	耕 種	米	233	19	115	15	33	4,720	
		麦類	2	0	—	—	—	40	
		雑穀	1	0	—	1	3	90	
		豆類	6	0	2	—	—	50	
		いも類	6	1	18	—	1	130	
		野菜	234	10	106	8	27	8,400	
		果樹	172	84	164	3	6	6,250	
		花き	83	6	21	9	21	1,410	
		工芸農作物	1	0	1	—	—	20	
		その他作物	10	4	7	—	—	350	
		小計	747	124	434	37	90	21,450	
		畜 産	畜 産	肉用牛	37	0	15	1	1
乳用牛	8			4	27	—	15	1,270	
	生乳			7	X	23	X	12	1,060
豚	30			X	X	—	—	550	
鶏	5			—	—	—	20	400	
	鶏卵			5	—	—	—	—	150
				ブロイラー	—	—	—	—	X
その他の畜産物	1			X	X	—	—	90	
小計	81	4	56	1	36	3,000			
加工農産物	—	—	—	—	—	300			
合計	828	128	490	38	126	24,750			

注)「X」については、個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの。

出典：「平成 30～令和元年関東農林水産統計年報」（関東農政局ホームページ 令和 2 年 12 月 16 日閲覧）

表 2.3-5 農業経営体数（平成 27 年）

単位：経営体

分類		市町村						
		上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県	
販売のあった経営体数	単一経営体	稲作	871	23	520	50	98	16,923
		雑穀・いも類・豆類	26	—	7	2	3	635
		工芸農作物	2	—	1	—	—	74
		露地野菜	124	8	61	6	13	4,475
		施設野菜	10	—	4	—	2	461
		果樹類	402	195	269	11	—	13,083
		花き・花木	72	11	13	10	9	1,177
		酪農	3	1	3	—	2	271
		養豚	3	—	2	—	—	47
		小計	1,555	239	884	90	140	38,075
	準単一複合経営及び複合経営経営体	547	22	339	30	42	11,158	
	小計	2,102	261	1,223	120	182	49,233	
	販売のなかった経営体数		237	44	94	47	33	4,575

出典：「平成 27～28 年 長野農林水産統計年報」（関東農政局ホームページ 令和 2 年 12 月 16 日閲覧）

(2) 林業

事業実施想定区域が位置する上田市及び周辺市町村における平成27年の林野面積及び林野率は、表 2.3-6に示すとおりである。

長野県における平成27年の林野面積は1,031,536ha、現況森林面積は1,023,360haである。また、林野率は76.1%である。

また、事業実施想定区域が位置する上田市の平成27年の林野面積は39,718ha、現況森林面積は39,497haである。また、林野率は71.9%である

表 2.3-6 林野面積及び林野率（平成 27 年）

分類		市町村					
		上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
総土地面積 (ha) ①		55,204	5,364	11,237	5,710	18,386	1,356,156
林野面積	国有林 (ha)	11,842	—	3,302	968	8,056	329,794
	民有林 (ha)	27,876	3,701	2,256	3,662	7,798	701,742
	小計 (ha) ②	39,718	3,701	5,558	4,630	15,854	1,031,536
現況森林面積	国有林 (ha)	11,625	—	3,294	951	7,728	327,594
	民有林 (ha)	27,872	3,701	2,208	3,658	7,692	695,766
	小計 (ha)	39,497	3,701	5,502	4,609	15,420	1,023,360
森林以外の草生地 (ha)		221	—	56	21	434	8,176
林野率 (%) ②/①		71.9	69.0	49.5	81.1	86.2	76.1

注 1) 平成 27 年 2 月 1 日現在。

注 2) 林野率は、総土地面積に占める林野面積の割合をいう。

注 3) 林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地の面積を加えた面積をいう。

出典：「平成 27～28 年 長野農林水産統計年報」（関東農政局ホームページ 令和 2 年 12 月 16 日閲覧）

(3) 水産業

長野県内における平成30年の内水面漁業魚種別漁獲量は、表 2.3-7に示すとおりである。
 長野県における平成30年の内水面漁業漁獲量は、116tとなっている。

表 2.3-7 内水面漁業魚種別漁獲量（平成 30 年）

単位：t

分類		市町村	長野県	信濃川	天竜川	木曾川	矢作川	諏訪湖
魚類	さけ類		—	—	—	X	X	X
	からふとます		—	—	—	X	X	X
	さくらます		—	—	—	X	X	X
	その他のさけ・ます類		87	1	83	X	X	X
	わかさぎ		15	—	—	X	X	X
	あゆ		9	0	8	X	X	X
	こい		2	0	1	X	X	X
	ふな		0	0	—	X	X	X
	うぐい・おいかわ		3	1	1	X	X	X
	うなぎ		0	0	—	X	X	X
	はぜ類		—	—	—	X	X	X
	その他		0	0	—	X	X	X
	小計		116	2	93	X	X	X
貝類		—	—	—	X	X	X	
えび類		—	—	—	X	X	X	
その他の水産動植物類		—	—	—	X	X	X	
総数		116	2	93	X	X	X	

注)「X」は該当数値が秘匿扱いされていることを示す。

出典：「平成 30 年（2018 年）長野県統計書」（令和 3 年 1 月 長野県）

(4) 商業

事業実施想定区域が位置する上田市及び周辺市町村における平成28年の商業の状況は、表 2.3-8に示すとおりである。

長野県における平成28年の卸売業及び小売業の合計事業所数は20,725事業所であり、従業者数は146,166人、年間商品販売額は約5兆4,771億円である。

また、事業実施想定区域の位置する上田市の平成28年の事業所数は1,534事業所、従業者数は11,899人、年間商品販売額は約4,448億円である。

表 2.3-8 商業の状況（平成 28 年）

分類		市町村	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
事業所	卸売業（事業所）		394	22	61	24	6	4,790
	小売業（事業所）		1,140	69	175	—	47	15,935
	合計（事業所）		1,534	91	236	24	53	20,725
従業者数（人）			11,899	512	1,773	73	197	146,166
年間商品販売額（百万円）			444,819	14,576	56,530	1,484	3,283	5,477,086

出典：「平成 30 年（2018 年）長野県統計書」（令和 3 年 1 月 長野県）

(5) 工業

事業実施想定区域が位置する上田市及び周辺市町村における令和元年の工業の状況は、表 2.3-9に示すとおりである。

長野県の令和元年における事業所数は4,825事業所であり、従業者数は204,917人、製造品出荷額等は約6,466億円である。また、事業実施想定区域の位置する上田市の令和元年における事業所数は395事業所、従業者数は19,048人、製造品出荷額等は約557億円である。

表 2.3-9 工業の状況（令和元年）

分類	市町村	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
事業所数（事業所）		395	120	90	21	21	4,825
従業者数（人）		19,048	5,905	3,313	435	377	204,917
製造品出荷額等（百万円）		55,719	22,639	12,005	1,038	460	646,591

注）従業者4人以上の事業所に関して集計

出典：「令和元(2019)年工業統計表 地域別統計表」（令和2年8月 経済産業省）

2.3.2 交通の状況

1. 道路交通

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は表 2.3-10(1)、(2)及び図 2.3-1 に示すとおりであり、一般国道18号や上田丸子線等があげられる。平成27年度の昼間12時間交通量調査結果は、一般国道18号（区間番号：10460）で8,550台、上田丸子線（区間番号：42790）で11,586台となっている。

表 2.3-10(1) 交通量調査結果（平日）

路線名	区間番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道18号	10130	上田市踏入2-19	10,935	1,190	12,125	14,497	1,625	16,122	9.8%
	10140	埴科郡坂城町中之条 50-2	13,164	2,386	15,550	17,574	4,346	21,920	15.3%
	10150	埴科郡坂城町中之条 50-2	13,164	2,386	15,550	17,574	4,346	21,920	15.3%
	10160	埴科郡坂城町中之条 50-2	13,164	2,386	15,550	17,574	4,346	21,920	15.3%
	10170	埴科郡坂城町中之条 50-2	13,164	2,386	15,550	17,574	4,346	21,920	15.3%
	10180	埴科郡坂城町中之条 50-2	13,164	2,386	15,550	17,574	4,346	21,920	15.3%
	10190	千曲市磯部865-5	11,834	2,173	14,007	16,202	3,859	20,061	15.5%
	10440	上田市住吉53-8	9,800	1,081	10,881	12,356	1,725	14,081	9.9%
	10450	上田市上田1353-12	14,221	1,877	16,098	18,099	3,269	21,368	11.7%
	10460	上田市上塩尻171-1	7,873	677	8,550	10,300	852	11,152	7.9%
	10470	埴科郡坂城町上五明 651	7,607	671	8,278	9,688	742	10,430	8.1%
	10480	埴科郡坂城町上五明 651	7,607	671	8,278	9,688	742	10,430	8.1%
一般国道141号	14130	上田市踏入2-9-18	10,097	479	10,576	12,917	1,149	14,066	4.5%
一般国道143号	16130	上田市小泉字藤ノ木 191-2	10,613	783	11,396	13,473	917	14,390	6.9%
	16150	上田市築地字上河原 28-2	14,118	1,236	15,354	18,429	2,452	20,881	8.1%

表 2.3-10(2) 交通量調査結果 (平日)

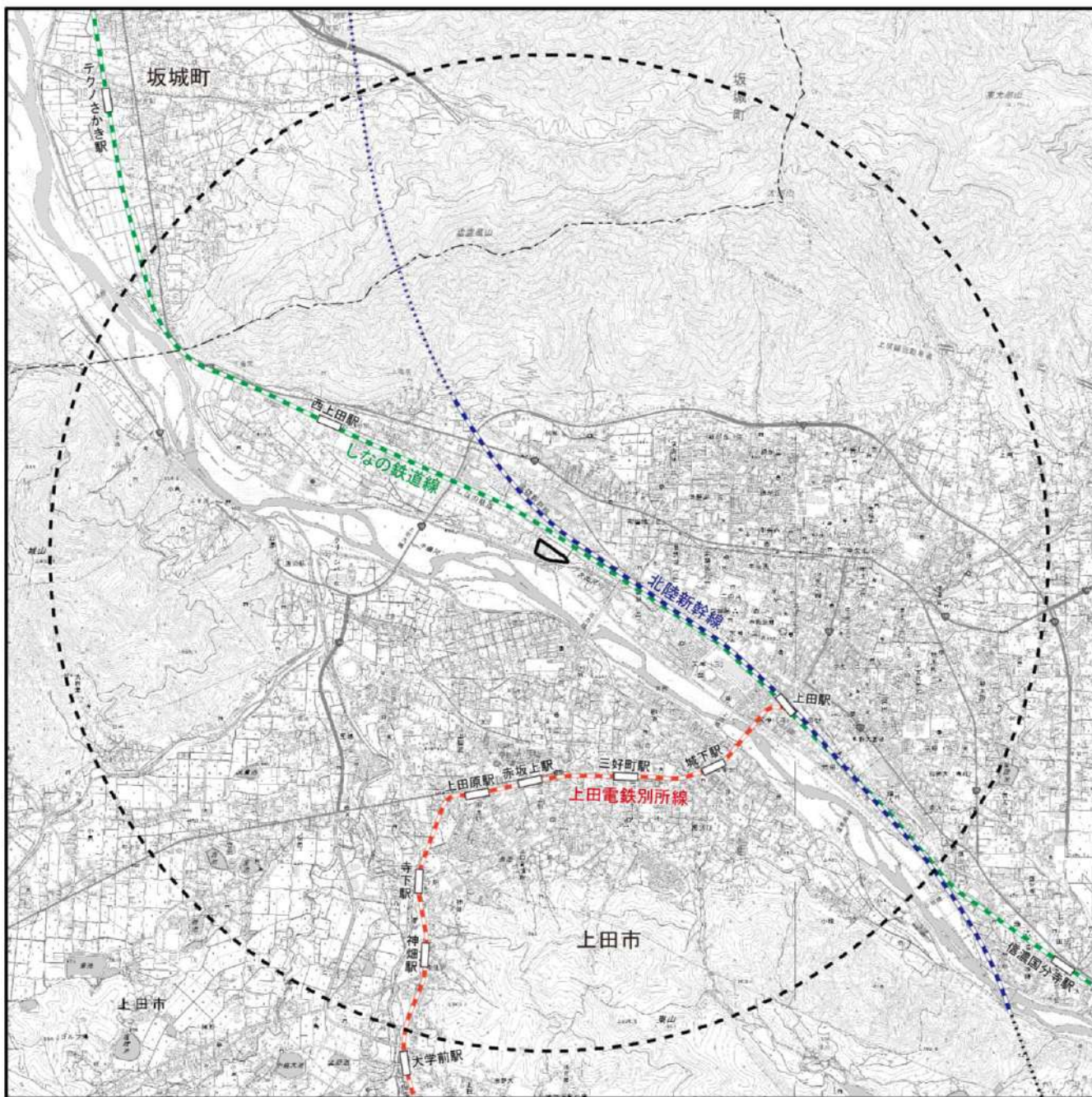
路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計 (台)			24時間自動車類 交通量上下合計 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道144号	17050	上田市住吉82-4	9,451	738	10,189	11,648	857	12,505	7.2%
	17060	上田市住吉82-4	8,500	783	9,283	11,046	960	12,006	8.4%
上田丸子線	42790	赤坂交差点南	10,879	707	11,586	13,747	1,083	14,830	6.1%
	42800	上田市古安曾1133 (名称なし交差点)	6,440	435	6,875	8,109	760	8,869	6.3%
	42820	上田市小島池下239 (下小島交差点)	13,159	1,168	14,327	17,218	2,267	19,485	8.2%
	42830	上田市小島池下239 (下小島交差点)	11,499	1,151	12,650	14,927	1,898	16,825	9.1%
長野上田線	43200	埴科郡坂城町大字 上五明640-1	8,078	438	8,516	10,227	844	11,071	5.1%
	43210	上田市中之条767-1	4,504	243	4,747	5,581	448	6,029	5.1%
	43220	三好町交差点東	8,958	373	9,331	11,503	1,001	12,504	4.0%
小諸上田線	43310	上田市古里1622-2	6,436	328	6,764	7,951	374	8,325	4.8%
坂城インター線	43720	埴科郡坂城町大字 中之条753	3,740	591	4,331	4,721	779	5,500	13.6%
上田停車場線	60840	—	2,455	492	2,947	3,064	590	3,654	16.7%
鹿教湯別所上田線	61000	上田市小島池下239 (下小島交差点)	7,490	533	8,023	9,314	875	10,189	6.6%
	61010	上田市小島池下239 (下小島交差点)	3,426	182	3,608	4,302	352	4,654	5.0%
住吉上田線	61050	上田市住吉長島663	2,038	96	2,134	2,510	179	2,689	4.5%
上田塩川線	61180	—	880	47	927	1,033	70	1,103	5.1%






注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

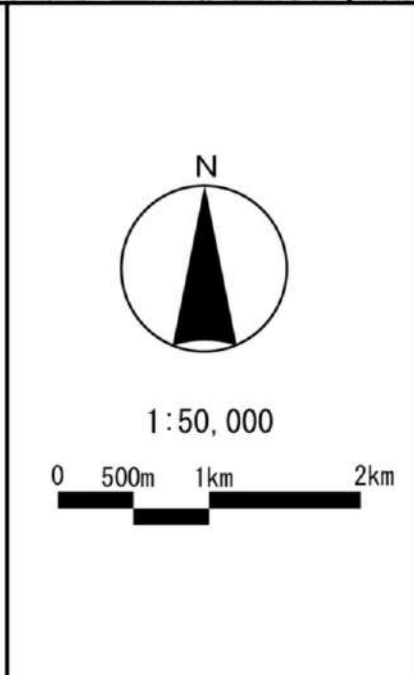
出典：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成29年6月 国土交通省道路局)

2. 鉄道

事業実施想定区域及びその周囲の鉄道の状況は図 2.3-2に示すとおりである。事業実施想定区域の約100m北側にはしなの鉄道線が、約150m北側には北陸新幹線が走っている。



- 凡 例
-  事業実施想定区域
 -  予備調査範囲
 -  行政界
 -  鉄道網
 -  鉄道網（トンネル内）



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

図 2.3-2 事業実施想定区域及びその周囲の鉄道の状況

2.3.3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における平成31年の土地利用の状況は表 2.3-11に、土地利用現況図は図 2.3-3に示すとおりである。

長野県では、山林の割合が46.0%で最も多くなっている。同様に、事業実施想定区域の位置する上田市においても、山林の割合が50.9%と最も多くなっている。

また、事業実施想定区域は建物用地となっており、南側には河川が、北側には田、鉄道、建物用地が分布している。

表 2.3-11 地目別土地利用の現状（平成 31 年）

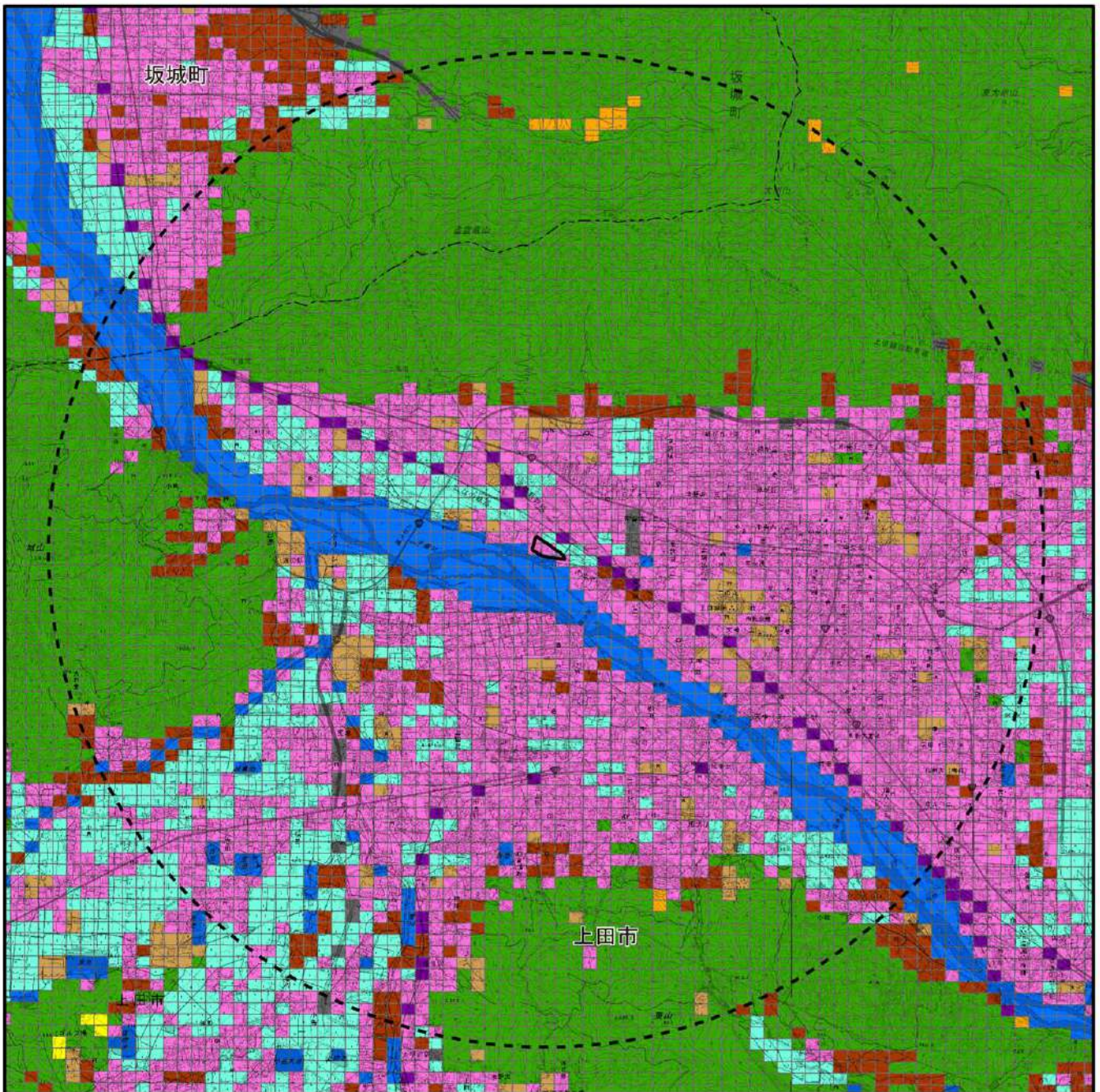
市町村	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
田 (千 m ²) (%)	32,008 (5.8)	2,412 (4.5)	12,701 (11.3)	2,827 (5.0)	5,622 (3.1)	634,373 (4.7)
畑 (千 m ²) (%)	36,433 (6.6)	5,865 (10.9)	16,931 (15.1)	3,296 (5.8)	4,305 (2.3)	663,049 (4.9)
宅地 (千 m ²) (%)	34,749 (6.3)	4,024 (7.5)	9,091 (8.1)	1,662 (2.9)	2,268 (1.2)	528,079 (3.9)
鉱泉地 (千 m ²) (%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (0.0)
池沼 (千 m ²) (%)	244 (0.0)	4 (0.0)	64 (0.1)	1 (0.0)	25 (0.0)	32,842 (0.2)
山林 (千 m ²) (%)	280,715 (50.9)	10,220 (19.1)	63,064 (56.1)	21,019 (36.8)	99,490 (54.1)	6,236,323 (46.0)
牧場 (千 m ²) (%)	13,681 (2.5)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	1,463 (0.8)	22,309 (0.2)
原野 (千 m ²) (%)	41,965 (7.6)	10,188 (19.0)	1,536 (1.4)	3,741 (6.6)	3,119 (1.7)	858,070 (6.3)
その他 (千 m ²) (%)	112,164 (20.3)	20,927 (39.0)	8,981 (8.0)	24,554 (43.0)	67,566 (36.7)	4,586,543 (33.8)
総面積 (km ²) (%)	552.04 (100)	53.64 (100)	112.37 (100)	57.10 (100)	183.86 (100)	13,561.56 (100)

注1) 総面積は「全国都道府県市区町村面積調」(平成30年10月1日現在 国土地理院)による。
ただし、長野県には境界未定地があるため、参考値となっている。



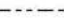








注2) 地目区分及び面積は「平成31年度固定資産概要調書」(平成31年1月1日現在 長野県市町村課)による。

注3) その他には、保安林、道路、雑種地等が含まれている。

出典：「平成30年(2018年)長野県統計書」(令和3年1月 長野県)



凡 例

-  事業実施想定区域
 -  予備調査範囲
 -  行政界
- | | |
|---|---|
|  田 |  道路 |
|  その他の農用地 |  鉄道 |
|  森林 |  その他の用地 |
|  荒地 |  河川地及び湖沼 |
|  建物用地 |  ゴルフ場 |



1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「国土数値情報(土地利用細分メッシュデータ)」
 (国土交通省国土政策局ホームページ 令和 2 年 5 月 11 日閲覧)

図 2.3-3 事業実施想定区域及びその周囲の土地利用現況図

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用基本計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月25日法律第92号 最終改正：令和2年6月10日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲における都市地域は、図 2.3-4 に示すとおりである。
事業実施想定区域は、都市地域に該当する。

② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲における農業地域は、図 2.3-5 に示すとおりである。
事業実施想定区域の周囲に、農業地域が存在しているものの、事業実施想定区域には農業地域は存在しない。

③ 森林地域

事業実施想定区域及びその周囲における森林地域は、図 2.3-6 に示すとおりである。
事業実施想定区域の周囲に、森林地域が存在しているものの、事業実施想定区域には森林地域は存在しない。

④ 自然公園地域

事業実施想定区域及びその周囲には、自然公園地域は存在しない。

⑤ 自然保全地域

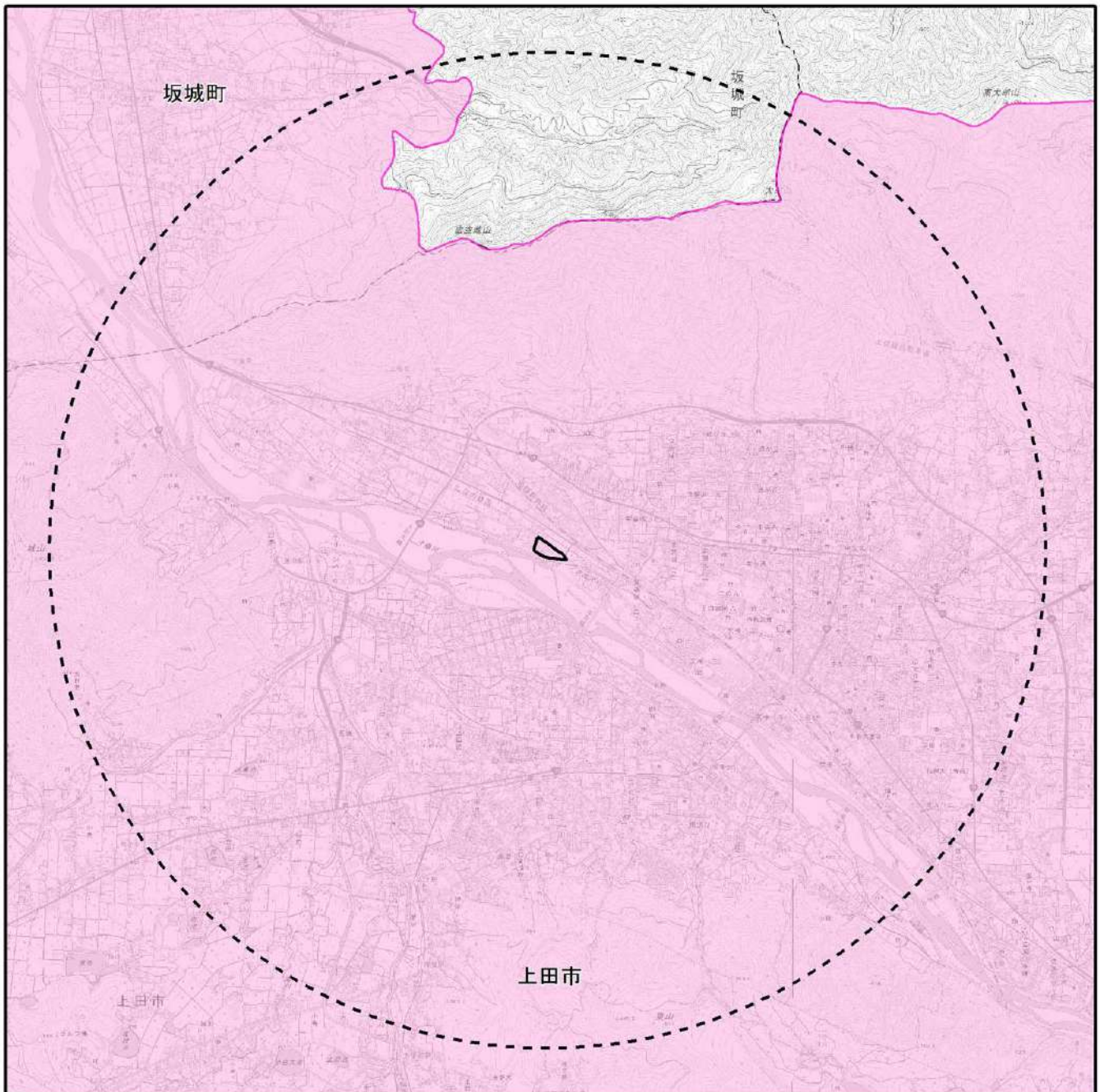
事業実施想定区域及びその周囲には、自然保全地域は存在しない。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域





事業実施想定区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月1日法律第58号 最終改正：令和元年5月24日）に基づき定められた農業振興地域整備計画に係る農用地区域は図 2.3-5 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲に農用地区域が存在しているものの、事業実施想定区域には農用地区域は存在しない。

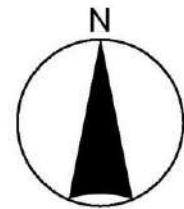
(3) 都市計画用途地域

事業実施想定区域及びその周囲における、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号 最終改正：平成30年4月25日）に基づく用途地域は図 2.3-7 に示すとおりである。事業実施想定区域は工業専用地域に該当する。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  都市地域



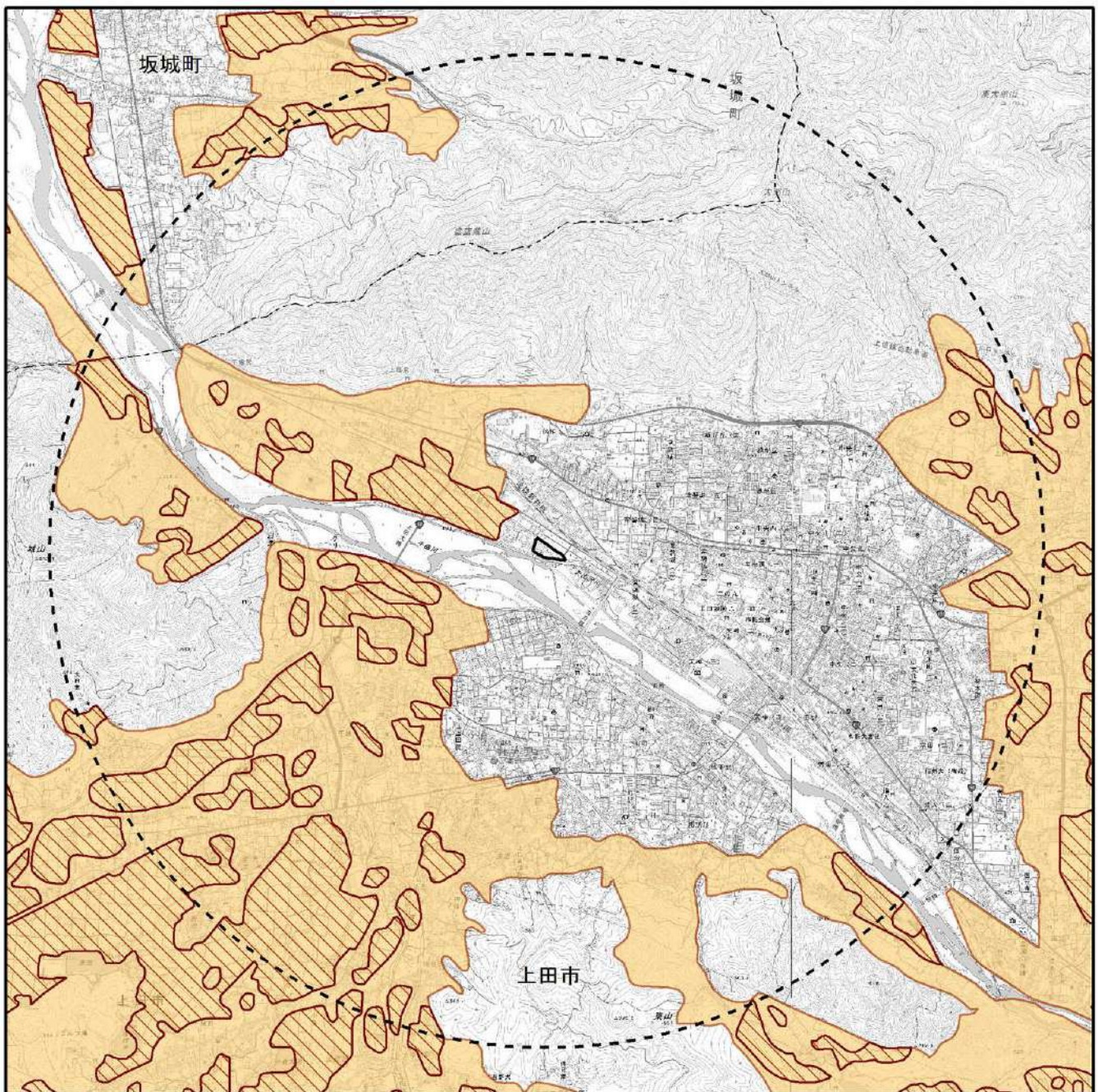
1:50,000








国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

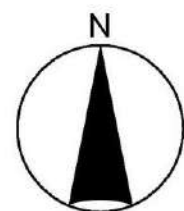
出典：「信州くらしのマップ(長野県土地利用基本計画(計画図))」
 (長野県統合型地理情報システムホームページ 令和2年4月22日閲覧)

図 2.3-4 事業実施想定区域及びその周囲の都市地域図



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  農用地区域
-  農業地域



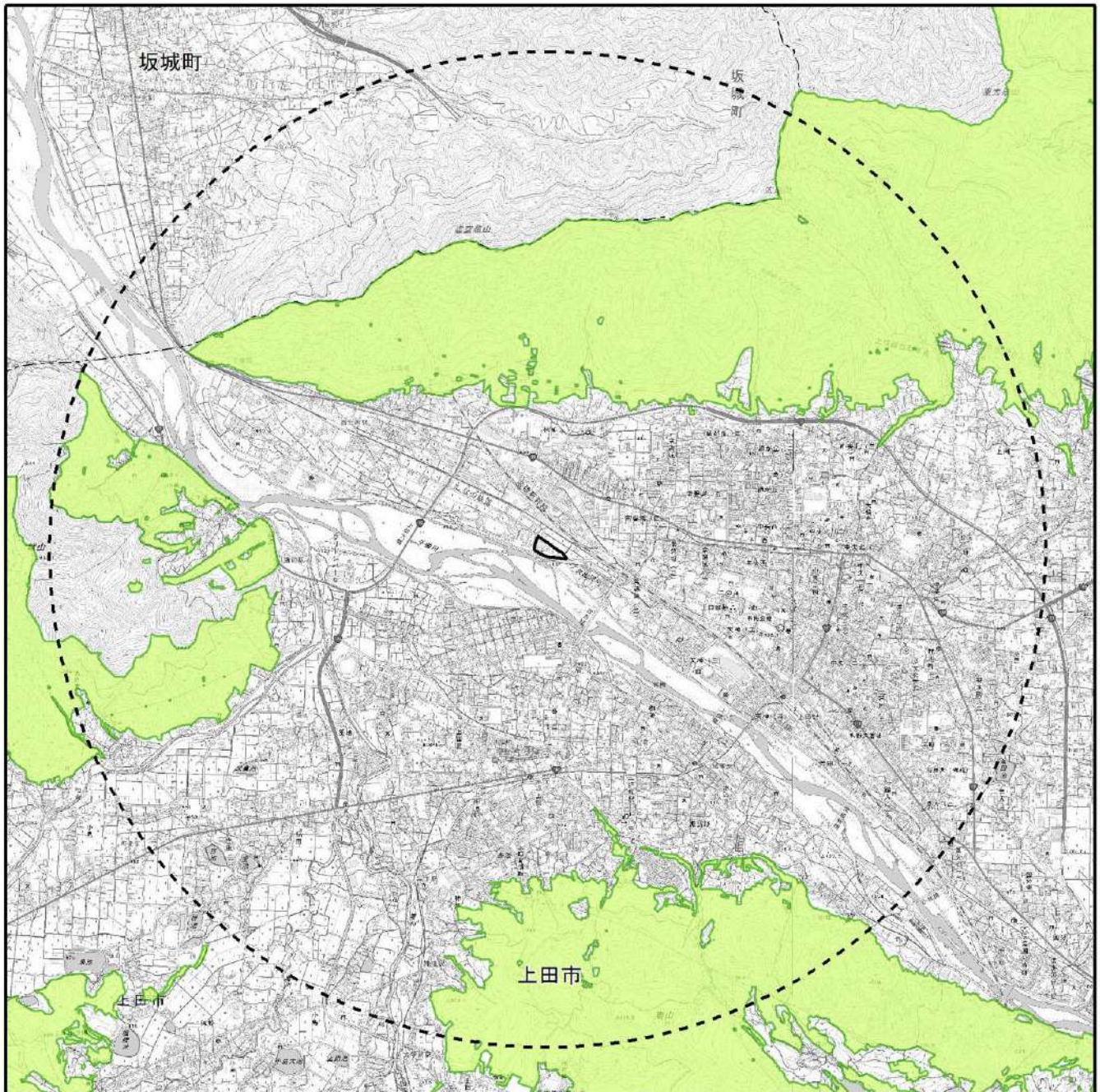
1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

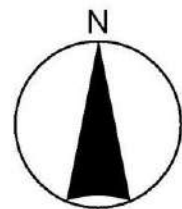
出典：「信州くらしのマップ(長野県土地利用基本計画(計画図))」
 (長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 4 月 22 日閲覧)

図 2.3-5 事業実施想定区域及びその周囲の農業地域及び農用地区域図



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  森林地域



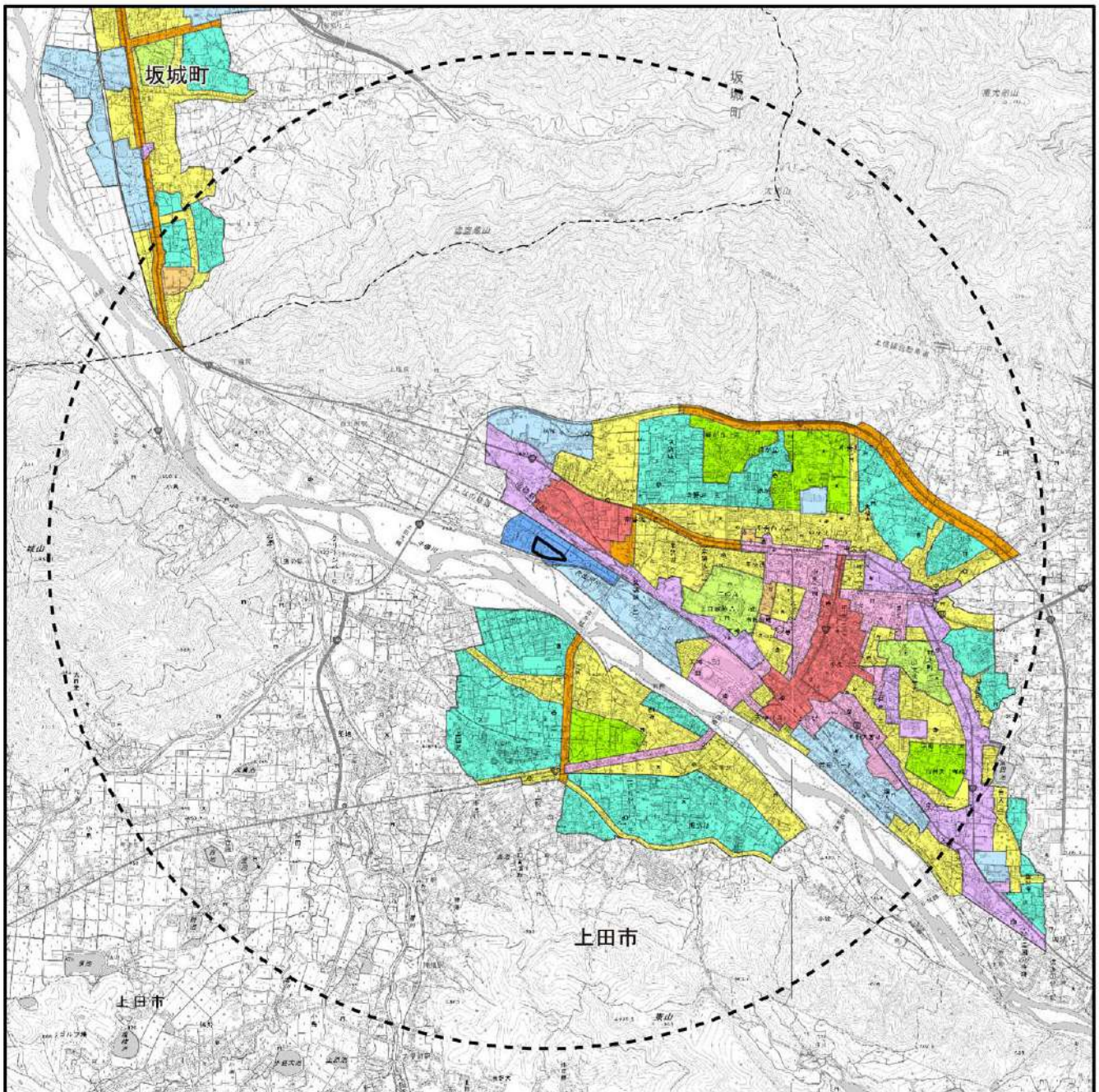
1:50,000




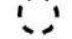
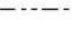

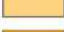
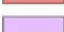
国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

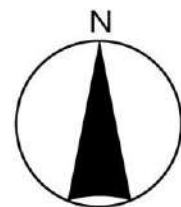
出典：「信州くらしのマップ(自然・環境)」
 (長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 4 月 22 日閲覧)
 「信州くらしのマップ(長野県土地利用基本計画(計画図))」
 (長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 4 月 22 日閲覧)

図 2.3-6 事業実施想定区域及びその周囲の森林地域図



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|--------------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 第一種低層住居専用地域 |
|  | 予備調査範囲 |  | 第一種中高層住居専用地域 |
|  | 行政界 |  | 第二種中高層住居専用地域 |
| | |  | 第一種住居地域 |
| | |  | 第二種住居地域 |
| | |  | 準住居地域 |
| | |  | 近隣商業地域 |
| | |  | 商業地域 |
| | |  | 準工業地域 |
| | |  | 工業地域 |
| | |  | 工業専用地域 |



1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。
 出典：「都市計画図」（上田市ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）
 「信州くらしのマップ（法令・規制）」
 （長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）

図 2.3-7 事業実施想定区域及びその周囲の用途地域

2.3.4 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

1. 学校及び図書館

事業実施想定区域及びその周囲の学校・図書館は表 2.3-12に、配置の状況は、図 2.3-8に示すとおりである。

事業実施想定区域の南約700mに「上田千曲高等学校」が存在している。

表 2.3-12 事業実施想定区域及びその周囲の環境上配慮すべき施設（学校・図書館）

区分	市町	No.	施設名	住所
幼稚園	上田市	1	梅花幼稚園	大手2-2-8
		2	たちばな幼稚園	中央6-3-3
		3	聖マリア幼稚園	常田2-2-1
		4	上田幼稚園	中央西2-8-3
		5	上田南幼稚園	上田原1183
		6	上田女子短期大学附属幼稚園	下之郷乙602
		7	日向幼稚園	小泉1335
小学校	上田市	8	清明小学校	大手2-4-41
		9	東小学校	材木町1-10-13
		10	西小学校	常磐城5-1-53
		11	北小学校	中央北3-1-52
		12	城下小学校	諏訪形928-2
		13	塩尻小学校	上塩尻219
		14	川辺小学校	上田原367
		15	神川小学校	国分1386
		16	川西小学校	仁古田508
	17	南小学校	中之条485	
	坂城町	18	南条小学校	大字南条2036
中学校	上田市	19	第一中学校	国分200
		20	第二中学校	大手1-1-45
		21	第三中学校	中央北3-3-62
		22	第四中学校	諏訪形1200
		23	第四中学校原峠分室	御所38
		24	第六中学校	小泉21-1
高等学校	上田市	25	上田西高等学校	下塩尻868-38
		26	上田千曲高等学校	中之条626
		27	上田高等学校	大手1-4-32
		28	上田染谷丘高等学校	上田西丘1710
		29	上田東高等学校	常田3-5-68
大学	上田市	30	信州大学 繊維学部	常田3-15-1
		31	上田女子短期大学	下之郷620
		32	長野大学	下之郷658-1
図書館	上田市	33	上田情報ライブラリー	天神1-8-1
		34	上田市立上田図書館	材木町1-2-47

出典：「信州くらしのマップ（まちづくり）」（長野県統合型地理情報システムホームページ 令和2年12月22日閲覧）

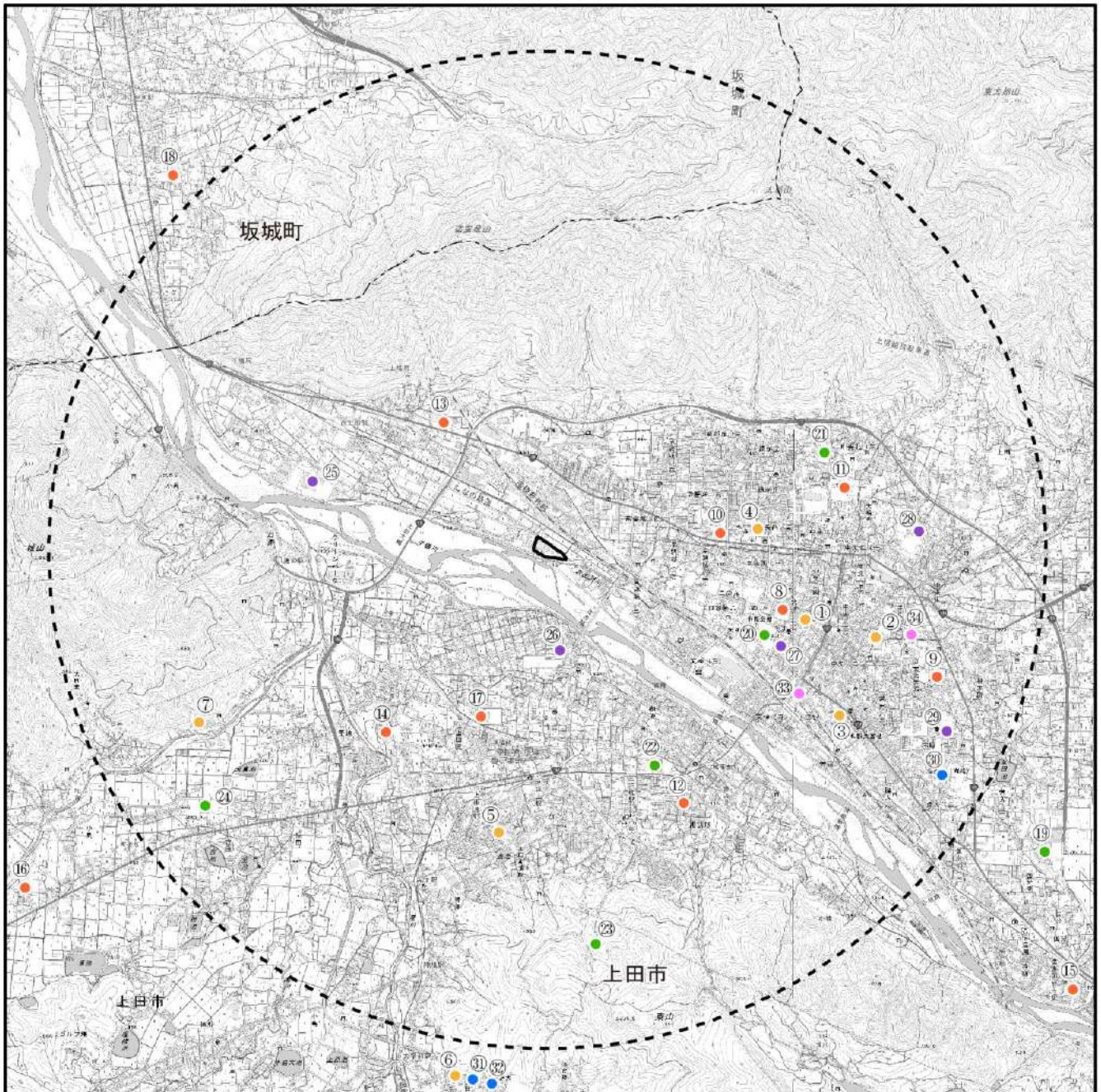
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ 令和2年12月22日閲覧）

「学校教育課」（上田市ホームページ 令和2年12月22日閲覧）

「図書館」（上田市ホームページ 令和2年12月22日閲覧）

「福祉・健康」（坂城町ホームページ 令和2年12月22日閲覧）

「教育」（坂城町ホームページ 令和2年12月22日閲覧）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 予備調査範囲
- 行政界
- 幼稚園 小学校 中学校
- 高等学校 大学 図書館

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ（まちづくり）」
 （長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）
 「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）
 「学校教育課」（上田市ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）
 「図書館」（上田市ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）
 「福祉・健康」（坂城町ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）
 「教育」（坂城町ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）



1 : 50,000



図 2.3-8 事業実施想定区域及びその周囲の環境保全への配慮を要する施設（学校、図書館）

2. 保育施設、福祉施設、病院

事業実施想定区域及びその周囲の保育施設、福祉施設、病院は表 2.3-13(1)、(2)に、配置の状況は、図 2.3-9に示すとおりである。

事業実施想定区域の東約750mに「認定こども園 かんぎおん」が、東約300mに「すわべ敬老園」が存在する。

表 2.3-13(1) 事業実施想定区域及びその周囲の環境上配慮すべき施設（保育・福祉・病院）

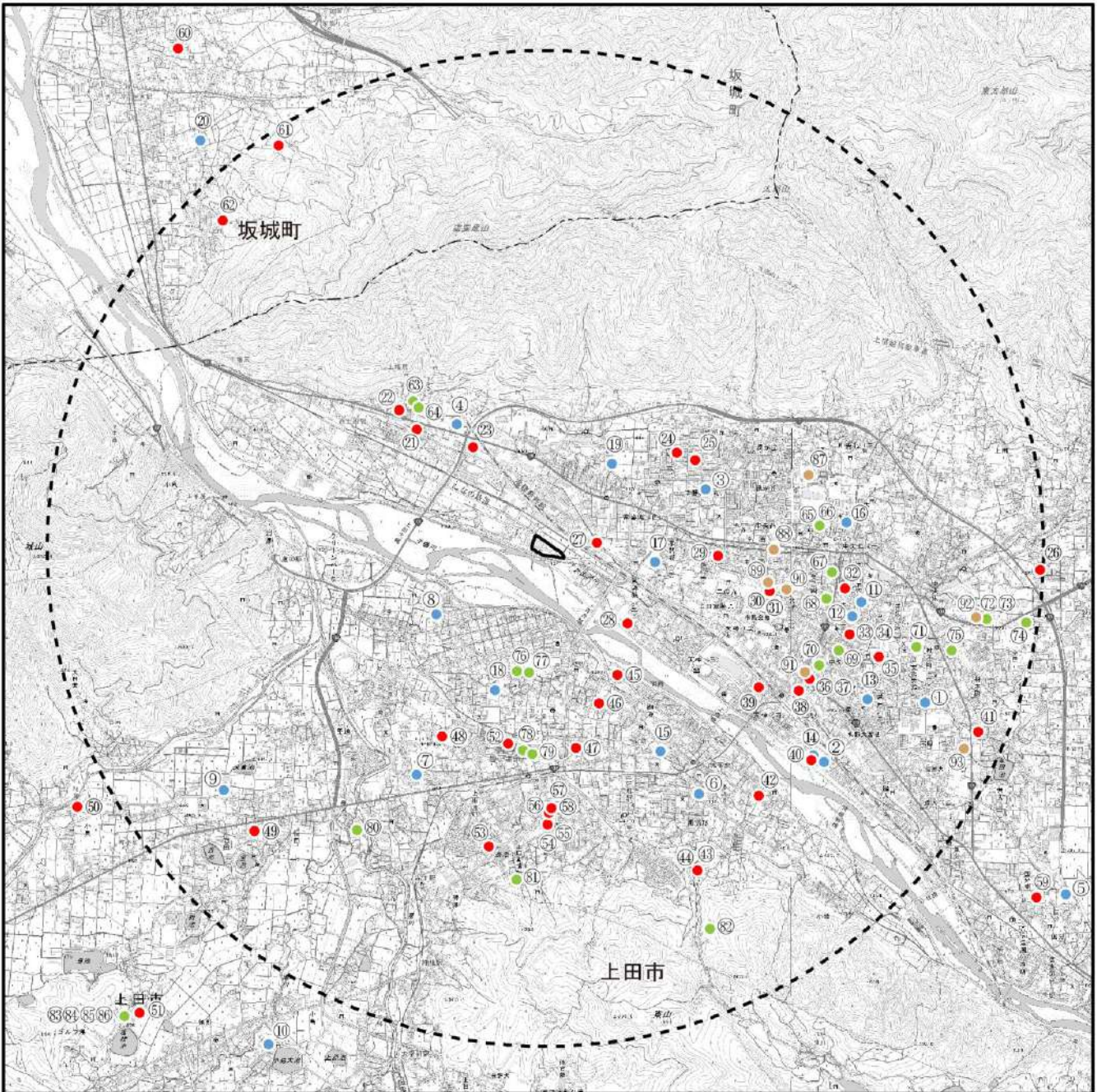
区分	市町	No.	施設名	住所
保育施設	上田市	1	東部保育園	常田3-4-34
		2	南部保育園	常田1-5-1
		3	北保育園	常磐城5-7-25
		4	塩尻保育園	上塩尻195-1
		5	国分保育園	国分745
		6	城下保育園	諏訪形934
		7	川辺保育園	上田原518
		8	下之条保育園	下之条801
		9	泉田保育園	小泉1-8
		10	塩田北保育園	小島122
		11	甘露保育園	中央5-9-29
		12	聖ミカエル保育園	中央3-16-1
		13	常田保育園	常田2-30-17
		14	認定こども園 キッズ・うえだみなみ	常田1-4-12
		15	認定こども園 三好町保育園／乳児園	諏訪形1169-1
		16	認定こども園 芙蓉保育園	中央北2-7-51
		17	認定こども園 かんぎおん	常磐城3-7-48
		18	認定こども園 みのり保育園	中之条501-10
			坂城町	19
福祉施設 (老人)	上田市	21	東信医療生活協同組合元気倶楽部まゆ	上塩尻六反田243-1
		22	J A信州うえだ宅老所しおじり	上塩尻252-1
		23	上田生協訪問看護ステーション	上塩尻393-1
		24	宅老所あつといーず上田	常磐城6-1-20
		25	ニチイケアセンターときわぎデイサービス	常磐城654-4
		26	上田デイサービスセンターとりい	住吉鳥居町247-1
		27	すわべ敬老園	常磐城2243-1
		28	上田市中央デイサービスセンター	常磐城3-3-18
		29	特定非営利活動法人やじろベー宅老所もくれん	常磐城1-6-13
		30	北大手訪問看護ステーション	中央西1-2-10
		31	医療法人健救会グループホーム北大手	
		32	グループホームぼうやま敬老園	中央5-6-23
		33	うえだ敬老園デイサービスセンター	中央3-15-5
		34	ケアハウスうえだ敬老園	
		35	ケアハウスざいもくちょう敬老園	中央2-20-15
		36	上田病院併設ショート	中央1-3-19
		37	上田病院赤松の家	中央1-3-3
		38	上田中央訪問看護ステーション	中央1-4-10
		39	南天神の家	天神4-2055-6
		40	うえだみなみ敬老園	常田1-4-12
		41	健康道場さくら	材木町2-12-1
		42	宅幼老所 すわがたの家	諏訪形732

出典：「信州くらしのマップ（福祉・健康・医療）」（長野県統合型地理情報システムホームページ 令和2年12月22日閲覧）
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ 令和2年12月22日閲覧）
「福祉・健康」（坂城町ホームページ 令和2年12月22日閲覧）








表 2.3-13(2) 事業実施想定区域及びその周囲の環境上配慮すべき施設（保育・福祉・病院）

区分	市町	No.	施設名	住所	
福祉施設 (老人)	上田市	43	グループホーム諏訪形	諏訪形1694-4	
		44	諏訪形デイサービスセンター		
		45	御所苑	御所666	
		46	ほほ笑みホーム中之条	中之条222-3	
		47	デイサービスむつみえん	中之条344-12	
		48	宅幼老所のどか	上田原656-24	
		49	デイサービスリハビリ健康道場	福田50-3	
		50	陽だまりの家	小泉1028	
		51	チェリーガーデン	保野710	
		52	ニチイケアセンターかわべ	上田原847-4	
		53	ソクイ上田原	上田原1222-14	
		54	うえだはら訪問看護ステーション	上田原1053-1	
		55	パストラルうえだはら		
		56	報恩寮	上田原1050	
	57	うえだはら敬老園デイサービスセンター	上田原1068		
	58	グループホームうえだはら敬老園			
	59	国分の家	国分1073-1		
	福祉施設 (老人)	坂城町	60	特定非営利活動法人憩いの家・本陣	中之条1308-1
			61	さかき美山園デイサービスセンター	南条2725-2
62			ぼだい桜の杜	南条979-2	
福祉施設 (障がい者)	上田市	63	いこい	上塩尻 15	
		64	ゆうゆう	上塩尻 19	
		65	ともいき宝池慈光	中央北 2-7-3	
		66	ともいき宝池和順		
		67	上田市勤労者福祉センター	中央 4-9-1	
		68	上小圏域障害者総合支援センター	中央 3-5-1	
		69	ぼけっと	中央 2-10-16	
		70	上田第一グループホーム	中央 2-6-13	
		71	上田市点字図書館	材木町 1-2-5	
		72	ピア・ちくま	大字住吉 167-1	
		73	千曲工房		
		74	グループホームのぞみ	住吉 102-11	
		75	グループホーム第2のぞみ	材木町 2-5-16	
		76	上田しいのみ園	中之条 801	
		77	上田市つむぎの家	中之条 802	
		78	ジョイ	上田原 849-2	
		79	アミティエ	上田原 849-16	
		80	エコショップハート	神畑 302-31	
		81	障害者就労継続支援センターわっこ倉升	上田原 1503	
		82	上田悠生寮	諏訪形 1834-4	
83	特定相談支援事業所ひもろ木事業所	保野 675			
84	第三上田ひもろ木園	保野 566			
85	第三上田ひもろ木園（生活介護+施設入所支援）	保野 422-4			
86	第三上田ひもろ木園（就労継続支援A型）	保野 675			
病院	上田市	87	信州上田医療センター	緑ヶ丘 1-27-21	
		88	上田花園病院	中央西1-15-25	
		89	医療法人健救会柳澤病院	中央西1-2-10	
		90	医療法人慈善会安藤病院	中央西1-1-20	
		91	医療法人健静会上田病院	中央1-3-3	
		92	医療法人友愛会千曲荘病院	中央東4-61	
		93	医療法人健和会小林脳神経外科・神経内科病院	常田3-15-41	

出典：「信州くらしのマップ（福祉・健康・医療）」（長野県統合型地理情報システムホームページ 令和2年12月22日閲覧）
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ 令和2年12月22日閲覧）
「福祉・健康」（坂城町ホームページ 令和2年12月22日閲覧）



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  保育施設
-  福祉施設 (老人)
-  福祉施設 (障がい者)
-  病院



1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ (福祉・健康・医療)」
 (長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧)
 「健康・福祉・子育て」(上田市ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧)
 「福祉・健康」(坂城町ホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧)

図 2.3-9 事業実施想定区域及びその周囲の環境保全への配慮を要する施設 (保育施設、福祉施設、病院)

2.3.5 水域の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における平成30年度の上水道の取水状況は表 2.3-14に、また、青木村の簡易水道の取水状況は表 2.3-15に示すとおりである。

長野県における平成30年度の年間取水量（上水道）は約3億 m^3 となっており、深井戸水が最も多く利用されている。また、事業実施想定区域が位置する上田市では、平成30年度の年間取水量（上水道）は約2,120万 m^3 となっており、主に河川水等が利用されている。

表 2.3-14 年間取水量（上水道）（平成30年度）

単位：千 m^3

事業主団体	地表水			地下水				浄水受水	合計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水		
上田市	641	0	19,458	511	4	24	559	0	21,197
東御市	0	0	0	0	0	3,004	550	116	3,670
長和町	0	0	0	0	25	228	1,385	0	1,638
長野県	26,059	0	66,079	12,400	17,875	79,298	49,214	50,020	300,945

注1) 上水道は計画給水人口が5,001人以上の水道をいう。

注2) 坂城町ではその一部を住民組合営の簡易水道、その他の地域は長野県企業局の給水エリアとなるためデータ無しとなっている。また、青木村には公営の上水道がないため、データ無しとなっている。

出典：「平成30年度 長野県の水道」（令和2年6月 長野県水道協議会）

表 2.3-15 年間取水量（簡易水道）（平成30年度）

単位： m^3

事業主団体	地表水			地下水			原水受水	浄水受水	その他 (湧き水等)	合計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水				
青木村	0	0	438,000	0	0	0	0	0	237,250	675,250
長野県	377,758	193,200	7,837,491	4,170,869	84,664	2,831,266	135,756	342,660	7,880,360	23,854,024

注1) 簡易水道は計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。

注2) 上田市、坂城町、東御市、長和町には公営の簡易水道は存在しないため、データがない。

出典：「平成30年度 長野県の水道」（令和2年6月 長野県水道協議会）

(2) 漁業による利用

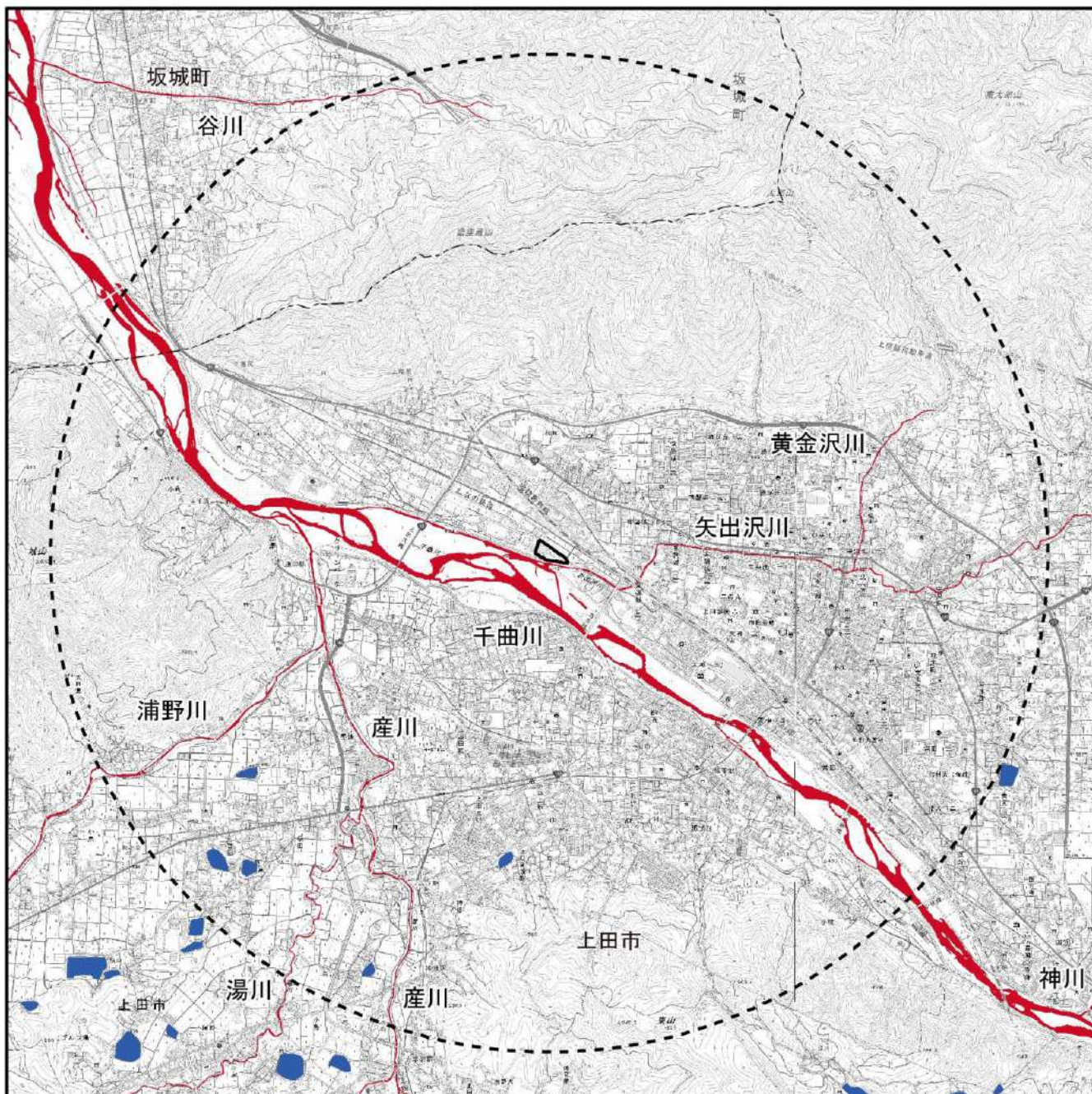
事業実施想定区域及びその周辺の内水面漁業権の内容は表 2.3-16に、内水面漁業区域図は図 2.3-10に示すとおりである。

事業実施想定区域の位置する上田市を流れる河川には、内共第1号の漁業権が設定されている。

表 2.3-16 内水面漁業権の内容

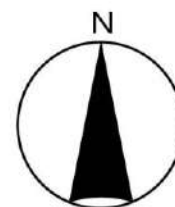
漁業権の番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権者の名称
内共第1号	第5種共同漁業	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、かじか漁業、うなぎ漁業、わかさぎ漁業、にじます漁業、やまめ漁業、いwana漁業、しなのゆきます漁業	長野市から上流の千曲川本流及び支流	南佐久南部漁業協同組合、佐久漁業協同組合、上小漁業協同組合、更埴漁業協同組合

出典：「漁業権の免許の内容等」（長野県ホームページ 令和2年12月15日閲覧）



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  内共第1号
-  湖・沼池・ため池



1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「漁業権の免許の内容等」
(長野県ホームページ 令和2年12月15日閲覧)

図 2.3-10 事業実施想定区域及びその周囲の内水面漁業区域図

2.3.6 環境整備の状況

1. 上水道の状況

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における平成30年度末現在の給水人口及び普及率は、表 2.3-17に示すとおりである。

長野県における平成30年度末現在の給水人口は2,027,947人、普及率は98.9%となっている。

また、事業実施想定区域が位置する上田市の平成30年度末現在の給水人口は153,790人、普及率は99.5%となっている。

表 2.3-17 上水道の給水人口及び普及率（平成30年度末）

市町村	行政区域内 総人口(人)	現在給水人口(人)				普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道 自己水源のみ	合計	
上田市	154,538	153,544	—	—	153,790	99.5
		—	216	30		
坂城町	14,367	13,954	—	—	14,057	97.8
		—	103	—		
東御市	29,468	29,409	—	—	29,409	99.8
		—	—	—		
青木村	4,124	—	4,124	—	4,124	100.0
		—	—	—		
長和町	5,782	5,782	—	—	5,782	100.0
		—	—	—		
長野県	2,050,242	1,939,510	79,470	981	2,027,947	98.9
		1,310	5,776	900		

注1) 各市町村及び県の上段は公営、下段はその他を表す。

注2) 上水道は計画給水人口が5,001人以上の水道、簡易水道は計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。

注3) 給水普及率=現在給水人口(常時居住) / 行政区域内総人口(上水道、簡易水道及び自己水源のみの専用水道の給水人口)

出典：「平成30年度 長野県の水道」(令和2年6月 長野県水道協議会)

2. 下水道の状況

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における令和元年度末の公共下水道の水洗化率は、表 2.3-18に示すとおりである。

長野県における令和元年度末の公共下水道の計画区域内水洗化率は85.2%、供用区域内水洗化率は84.1%となっている。

一方、事業実施想定区域が位置する上田市の令和元年度末の公共下水道の計画区域内水洗化率は80.5%、供用区域内水洗化率は、80.1%となっている。

また、事業実施想定区域の西側に隣接して、上田市終末処理場が存在する。

表 2.3-18 公共下水道の水洗化率（令和元年度末）

市町村		上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
項目							
行政人口(人)		156,275	14,863	29,945	4,351	5,934	2,077,512
計画区域内 水洗化率	人口(人)	125,726	14,602	20,074	3,981	5,275	1,769,428
	割合(%)	80.5	98.2	67.0	91.5	88.9	85.2
供用区域内 水洗化率	人口(人)	125,254	12,682	20,074	3,981	5,275	1,747,940
	割合(%)	80.1	85.3	67.0	91.5	88.9	84.1

出典：「長野県生活排水データ集2020」(令和3年2月 長野県)

3. 一般廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における令和元年度の一般廃棄物の処理状況は、表 2.3-19に示すとおりである。

長野県における令和元年度のごみ総排出量は、623,271tとなっている。

また、事業実施想定区域が位置する上田市の令和元年度のごみ総排出量は、44,049tとなっている。

なお、上田市では「上田市ごみ処理基本計画」により、令和9年度までにごみ総排出量を1人1日あたり673gとする削減目標があり、令和元年度時点の上田市の1人1日あたりのごみ総排出量は770gとなっている。

一方、坂城町では「坂城町一般廃棄物処理基本計画」により、令和2年度の家庭系可燃ごみを2,319t（平成27年を基準とした削減量は257t）、事業系可燃ごみを1,639t（平成27年を基準とした削減量は182t）とする削減目標がある。

また、東御市では「第2次東御市一般廃棄物処理基本計画」により、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた焼却処理量を令和12年度に3,400tとすることを目指しており、令和元年度における直接焼却量は3,725tと目標値より325t多くなっている。

表 2.3-19 一般廃棄物処理施設の処理状況（令和元年度）

項目	市町村						
	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県	
総人口	156,275	14,968	30,112	4,347	6,017	2,086,651	
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	41,398	4,230	5,580	1,103	1,437	555,370
	直接搬入量 (t)	2,651	560	443	11	145	51,294
	集団回収量 (t)	0	183	0	0	0	16,607
	合計 (t)	44,049	4,973	6,023	1,114	1,582	623,271
	1人1日あたり排出量 (g)	770	908	547	700	718	816
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	34,265	4,235	3,725	661	992	485,927
	直接最終処分量 (t)	0	0	0	88	0	5,061
	焼却以外の中間処理量 (t)	5,668	407	953	194	538	63,605
	直接資源化量 (t)	4,117	148	1,345	135	0	51,186
	合計 (t)	44,050	4,790	6,023	1,078	1,530	605,779
中間処理後再生利用量 (t)	7,376	234	286	250	538	60,106	
リサイクル率 (%)	26.1	11.4	27.1	35.7	35.2	20.5	
最終処分量 (t)	1,965	590	543	105	105	44,119	

注1) リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

注2) 人口は毎月人口異動調査による令和2年4月1日時点の値である。

出典：「環境省一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年度調査結果」（環境省ホームページ 令和3年5月10日閲覧）

(2) し尿処理の状況

事業実施想定区域の位置する上田市及び周辺市町村における令和元年度の一般廃棄物の処理状況は、表 2.3-20に示すとおりである。

長野県における令和元年度のし尿処理量の合計は、294,499kLとなっている。

また、事業実施想定区域が位置する上田市の令和元年度のし尿処理量の合計は、24,807kLとなっている。

表 2.3-20 し尿収集処理実績状況（令和元年度）

項目 市町村	収集量 (kL)			処理量 (kL)			
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	自家処理	合計
上田市	10,083	14,724	24,807	10,083	14,724	0	24,807
坂城町	4,209	1,183	5,392	4,209	1,183	0	5,392
東御市	2,451	1,494	3,945	2,451	1,494	0	3,945
青木村	683	104	787	683	104	0	787
長和町	1,534	247	1,781	1,534	247	0	1,781
長野県	151,123	142,697	293,820	151,123	142,697	679	294,499

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年度調査結果」（環境省ホームページ）

4. 産業廃棄物の状況

長野県における平成30年度の産業廃棄物の処理状況は、表 2.3-21に示すとおりである。

平成30年度の1年間における長野県の産業廃棄物の排出量は、約448万tとなっている。

表 2.3-21 産業廃棄物の処理状況（平成30年度）

項目 県	排出量	直接再生 利用量 ①	直接最終 処分量 ②	中間処理量				合計再生 利用量 ①+③	合計最終 処分量 ②+④
				減量化量	再生 利用量 ③	最終 処分量 ④	合計中間 処理量		
長野県	4,482 (100%)	16 (0.4%)	14 (0.3%)	2,892 (64.5%)	1,493 (33.3%)	67 (1.5%)	4,452 (99.3%)	1,509 (33.7%)	81 (1.8%)

単位：千 t

注) () は排出量に対する割合を示す。

出典：「長野県産業廃棄物実態調査（概要版）（平成30年度実績）」（令和2年3月 長野県）

2.3.7 法令による指定及び規制等の状況

1. 大気質

(1) 環境基本法等

「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号 最終改正：平成30年6月13日）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 2.3-22に示すとおりである。

表 2.3-22 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注6) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

「有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質に係る環境基準」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

「公害関係基準のしおり」（令和3年3月 長野県）

(2) 大気汚染防止法

計画施設は、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)に定めるばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当する。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。

① 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設から排出される硫黄酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、排出口の有効高さに応じて許容される硫黄酸化物の量として定められている。排出基準は地域ごとに定められている定数(K値)を用い、次に示す計算式により求められる。上田市では $K=17.5$ が適用される。

1 硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の量

(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K : 法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第1の下欄に掲げる値

(上田市 $K=17.5$)

H_e : 事項に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 メートル)

2 排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \sqrt{Q \cdot V} / (1 + 2.58/V) \quad (\text{運動量による上昇})$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1) \quad (\text{浮力による上昇})$$

$$J = 1 / \sqrt{Q \cdot V} (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1 \quad (\text{係数})$$

H_e : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

H_o : 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q : 温度15度における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設の種類及び規模ごとに定められている。

また、廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は表 2.3-23 に示すとおりである。

表 2.3-23 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準

ばい煙発生施設	規模 (処理能力) (t/h)	一般排出基準	
		排出基準 (g/Nm ³)	On (%)
廃棄物焼却炉	処理能力4t/h以上	0.04	12
	処理能力2t/h以上4t/h未満	0.08	
	処理能力2t/h未満	0.15	

注1) この表に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設はC=Cs）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = (21 - 0n / 21 - 0s) \cdot Cs$$

C : ばいじんの量 (単位 g)

0n : 表中の0n欄の値 (単位 %)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (単位 %)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする)

Cs : 日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 g)

注2) この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注3) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

③ 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、窒素酸化物の排出基準は、施設の種類及び規模ごとに定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 2.3-24 に示すとおりである。

表 2.3-24 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

番号	施設の種類	規模 (最大排出ガス量) (万Nm ³ /h)	設置年月日と排出基準 (cm ³ /Nm ³)	On (%)
①	浮遊回転燃焼式焼却炉（連続炉に限る）	4以上	450	12
		4未満	450	
②	特殊廃棄物焼却炉（連続炉に限る）	4以上	250	
		4未満	700	
③	廃棄物焼却炉（連続炉①、②以外）	4以上	250	
		4未満	250	
④	廃棄物焼却炉（連続炉以外）	4以上	250	

注1) この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。（標準酸素濃度補正式）

$$C = (21 - 0n / 21 - 0s) \cdot Cs$$

C : 窒素酸化物の量 (単位 cm³)

0n : 表中の0n欄の値

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (単位 %)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする)

Cs : 日本産業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が1気圧に状態における排ガス1m³中の量に換算したもの。(単位 cm³)

注2) 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準は表 2.3-25 に示すとおりである。

表 2.3-25 廃棄物焼却炉における有害物質（塩化水素）の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	700 ^{注)}

注) 700mg/Nm³は濃度に換算すると430ppmに相当する。

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は表 2.3-26 に示すとおりである。

表 2.3-26 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

焼却能力	排出基準(新設) (μg/Nm ³)
火格子面積2m ² 以上若しくは 焼却能力200kg/時以上	30 (On=12%)

注) 水銀濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 酸素濃度0nにおける水銀濃度 (μg/Nm³)

0n : 標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの (μg/Nm³)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

(3) ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号 最終改正：平成26年6月18日)に基づくダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.3-27に、廃棄物焼却炉からの排出基準は表 2.3-28に示すとおりである。

表 2.3-27 ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」

(平成11年12月27日 環境庁告示68号)

表 2.3-28 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準

特定施設 (大気基準適用施設)	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)	
廃棄物焼却炉であって、火床面積 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計) が0.5平方メートル以上又は焼却能力 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計) が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力 4,000kg/h以上	既設: 1 新設: 0.1
	焼却能力 2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	既設: 5 新設: 1
	焼却能力 2,000kg/h未満	既設: 10 新設: 5

注) 既設: 平成12年1月14日において現に設置された施設

新設: 平成12年1月15日以降に新たに設置された施設

出典: 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 総理府令第67号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

(4) 一般廃棄物処理施設の維持管理基準上の基準

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号 最終改正: 2017年6月16日) で定める廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素濃度の維持管理の技術上の基準は、表 2.3-29に示すとおりである。

表 2.3-29 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

項目	処理能力	維持管理基準
一酸化炭素	1時間当たりの処理能力が4トン以上のもの (製鋼の用に供する電気炉を除く。)	0.1ng/m ³
	1時間当たりの処理能力が2トン以上4トン未満のもの (製鋼の用に供する電気炉を除く。)	1ng/m ³
	1時間当たりの処理能力が2トン未満のもの (製鋼の用に供する電気炉を除く。)	5ng/m ³

出典: 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年9月12日 厚生省令第35号)

2. 騒音

(1) 環境基本法等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 2.3-30に、道路に面する地域に係る環境基準は表 2.3-31に、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準は表 2.3-32に、騒音に係る環境基準の類型の指定地域は表 2.3-33(1)、(2)に示すとおりである。また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 2.3-34に、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の指定地域は表 2.3-35(1)、(2)に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域は工業専用地域であるため、類型の指定はされていない。

表 2.3-30 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})		類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定により県知事 (市の区域内の地域については、市長) が類型ごとに指定する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	
B			
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-31 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1) 「車線」とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおとする。

注 2) 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

表 2.3-32 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

表 2.3-33(1) 騒音に係る環境基準に係る指定地域

類型区分	用途地域の区分
AA	指定なし
A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、付表の上田市 1 の項の地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の上田市 2 の項の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の上田市 3 の項の地域

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」（平成 11 年 3 月 25 日 県告示第 182 号、平成 24 年 3 月 30 日 上田市告示第 113 号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

表 2.3-33(2) 騒音に係る環境基準に係る指定地域 付表の地域

<p>上田市1</p>	<p>上田市のうち、次に掲げる地域 ア 上田字二ノ宮の一部、字上山口の一部 イ 上塩尻字北側、字南側、字越田字セキシヨ、字横堰、字一丁田、字上口、字合ノ田の一部、字六反田、字島崎の一部、字広見の一部、字北川、字宮浦、字信福寺、字宮田、字利根島、字常盤の一部、字土田の一部、字北砂原の一部、字砂間の一部、字越畑の一部、字新田川原の一部、字屋敷添の一部、字寺裏の一部、字屋敷裏の一部、字越川の一部 ウ 大屋字寺沢の一部、字積立の一部、字トドメキの一部、字瀬沢入の一部、字坪ノ内の一部、字唐沢の一部、字下月夜平の一部、字鍵田、字梨ノ木、字扇田の一部、字クネソヘ字尾撫の一部、字松ノ木の一部、字イナゴ坂の一部、字三反田の一部、字幅の一部、字堂ノ上の一部、字北遠河原の一部 エ 岩下字加賀川原の一部 オ 蒼久保字五反田の一部、字中川原の一部、字村前、字村西の一部、字村上の一部、字村東、字吉田原 カ 国分字猪の一部、字宮ノ前的一部分、字久保の一部、字上澤沖、字仁王堂の一部、字浦沖、字松原、字加賀川の一部、字前田、字堀東沖、字古屋敷の一部、字明神前的一部分、字西沖の一部 キ 上野字沢沖の一部、字太夫町の一部、字塚田の一部、字足島、字矢花の一部、字宮林の一部、字塩川原の一部、字町田の一部、字沢入の一部、字樋ノ沢の一部、字樋ノ口の一部、字日向の一部、字横山の一部 ク 住吉字横田の一部、字道前的一部分、字籠田、字横山、字塚田の一部、字大日の一部、字腰田、字坂下的一部分、字権現山の一部、字字土の一部、字上野の一部、字日陰の一部、字堀之内、字宮平、字東条の一部、字熱泰寺、字宮山、字般若堂、字西上野の一部、字小丸山の一部、字小梨久保の一部、字入詰の一部、字中道、字外屋敷の一部、字中村の一部 ケ 芳田字大日ノ木の一部、字大木の一部、字木ノ上的一部分、字山田の一部、字宮ノ上的一部分、字南鬼沢の一部 コ 殿城字深区の一部、字中村の一部、字石坪、字南前田、字平沢、字宿組の一部、字片山の一部、字下樋ノ口の一部、字宮ノ上的一部分、字中樋ノ口の一部、字氷沢の一部</p>
<p>上田市2</p>	<p>上田市のうち、次に掲げる地域 ア 西内字久瀬添の一部、字石原の一部、字柿ノ木字せき下的一部分、字原前的一部分、字雀原的一部分、字町屋敷的一部分、字日影的一部分、字落合的一部分、字土合、字八久保的一部分 イ 鹿教湯温泉字原かいと、字道仙かいと、字寺沢的一部分、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田、字十二、字洪田見的一部分、字山ノ神的一部分、字下原的一部分、字裏山的一部分 ウ 平井字八郎沢的一部分、字山ノ神的一部分、字唐沢口的一部分 エ 腰越字十メ石的一部分、字東町的一部分、字中町的一部分、字西町的一部分、字一本木的一部分、字清水尻的一部分、字紅付的一部分、字宮原、字神明開土、字六反田的一部分、字部屋田的一部分、字辻開土的一部分、字西横沢的一部分、字下川原的一部分、字東横沢、字道久、字桐ノ木的一部分 オ 上丸字大はざま的一部分、字藤塚、字腰的一部分、字五里的一部分、字くら保祿、字大木口的一部分、字横沢的一部分、字山の神的一部分、字水ノ手的一部分 カ 中丸字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花字山岸、字上山岸、字寺浦的一部分、字松葉田的一部分、字舞臺、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢、字勢戸、字大角的一部分、字開戸的一部分、字隅田的一部分、字洲崎的一部分 キ 上丸字東川の一部、字池田、字壺町田、字塚田、字八ツ口 ク 生田字竹ノ花的一部分、字深町的一部分、字土堂、字中河原、字下河原、字外河原的一部分、字中城的一部分、字道添的一部分、字荒谷、字二ツ井戸、字中井、字山根的一部分、字三角、字陳場的一部分、字猿在池、字宿畑的一部分 ケ 長瀬字上平的一部分、字中平、字古城、字八ツ口的一部分、字塚田的一部分、字亀田、字前田、字屋敷、字笹田的一部分、字宇遠坂的一部分、字藁田的一部分、字山根的一部分、字東屋敷的一部分、字矢ノ沢的一部分、字逸見的一部分、字水押的一部分、字宮原的一部分、字押出し的一部分、 コ 塩川字北原的一部分、字前田的一部分、字壺丁田的一部分、字稲羽的一部分、字辺田二丁目的一部分、字山道的一部分 サ 菅平高原字菅平的一部分 シ 真田町長字後沢的一部分、字下中井的一部分、字真田的一部分、字石舟的一部分、字甲石的一部分、字上ノ平的一部分、字山家、字雁石的一部分、字山遠家的一部分、字四日市的一部分、字御料的一部分、字木留場的一部分、字城的一部分、字梅ノ木的一部分、字横尾的一部分、字蓮台、字重附的一部分、字松葉田、字柳又的一部分 ス 真田町傍陽字中原的一部分、字早稲田的一部分、字表的一部分、字萩田的一部分、字中村 セ 真田町本原字西出早的一部分、字西田的一部分、字村中的一部分、字九久館、字板井戸的一部分、字鶴ノ子田的一部分、字堰合、字南番匠的一部分、字北番匠的一部分、字荒井的一部分、字南荒井、字表木的一部分、字堰上、字山崎的一部分、字北町上的一部分、字町下、字東出早的一部分、字町上的一部分、字南町上的一部分</p>
<p>上田市3</p>	<p>上田市のうち、次に掲げる地域 ア 東内字湯川原的一部分 イ 腰越字部屋田的一部分、字淵ノ上字花ヶ石、字辻開土的一部分、字下川原的一部分、字西横沢的一部分 ウ 生田字白欠的一部分、字坂下的一部分、字竹ノ花的一部分、字深町的一部分、字外河原的一部分、字宿畑的一部分 エ 菅平高原字菅平的一部分 オ 真田町長字甲石的一部分、字雁石的一部分、字山遠家的一部分 カ 真田町本原字村中的一部分、字板井戸的一部分、字鶴ノ子田的一部分、字北番匠的一部分、字大畑、字刷毛田、字赤田、字大腐、字鶴巻、字下間当、字上間当、字南白庭的一部分、字荒井的一部分、字藤沢的一部分</p>

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」
 (平成11年3月25日 県告示第182号、平成24年3月30日 上田市告示第113号)
 「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-34 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の種類	時間帯の区分	類型を当てはめる地域
I	70 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定により県知事が 類型ごとに指定する地域
II	75 デシベル以下	

注1) 午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。(運行の遅延等により当該時間以外の時間に発生する新幹線鉄道騒音に対しても準用する。(昭和50年10月3日環大特第100号)

注2) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とする。

注3) II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-35(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準に係る指定地域

地域の類型	類型をあてはめる沿線地域
I	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、付表の上田市の項の 地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注1) 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

注2) 沿線地域とは北陸新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ300メートル以内の地域をいう。

注3) 沿線地域のうちトンネルの出入口からトンネル中央部方向へ150メートルを超える地域については、当該沿線地域から除くものとする。

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況」(平成6年2月17日 県告示第130号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-35(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準に係る指定地域 付表の地域

上田市	上田市のうち、次に掲げる地域 ア 国分の一部 イ 上塩尻の一部 ウ 長瀬の一部 エ 生田の一部 オ 秋和の一部
-----	--

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況」(平成6年2月17日 県告示第130号)

「平成6年長野県告示第130号(環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正」
(令和2年3月23日 長野県告示第125号)

(2) 騒音規制法

① 工場騒音

「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号 最終改正：平成26年6月18日)及び「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 県告示第97号)に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表2.3-36に、規制地域は表2.3-37(1)、(2)に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域は工業専用地域であるため、規制地域に指定されていない。

表 2.3-36 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	規制基準		
	昼 間	朝・夕	夜 間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

注1) 規制基準とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

注2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に存在する「学校教育法」第1条に規定する学校、「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所、「医療法」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

注3) 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 県告示第97号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-37(1) 騒音規制法の規定に係る規制地域

区分	地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域、付表の上田市の項の1の地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の上田市の項の2の地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の上田市の項の3の地域
第4種区域	工業地域

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 県告示第97号、平成24年3月30日 上田市告示第114号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-37(2) 騒音規制法の規定に係る規制地域 付表の地域

上田市 1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 川字北原、宇井戸下、字前田、字耆丁田及び字稲羽の各一部 イ 長瀬字中平、字古城、字亀田、字前田、字屋敷及び字筑田並びに字上平及び字塚田の各一部 ウ 生田字荒谷、字中井、字三角及び字猿在池並びに字二ツ井戸、字山根、字陳場及び字宿畑の各一部 エ 上丸子字山の神の一部 オ 腰越字宮原及び字道久並びに字桐ノ木の一部
上田市 2	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 塩川字稲羽、字辺田二丁目及び字山道の各一部 イ 長瀬字八ツ口及び字塚田の各一部 ウ 生田字土堂、字中河原及び字下河原並びに字竹ノ花、字深町、字外河原、字道添及び字宿畑の各一部 エ 下丸子字池田、字耆町田、字塚田及び字八ツ口並びに字東川の一部 オ 中丸子字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花、字山岸、字上山岸、字舞壺、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢及び字勢戸並びに字寺浦、字松葉田、字大角、字開戸、字隅田及び字洲崎の各一部 カ 上丸子字藤塚及び字くら保称並びに字大はざま、字腰、字五里、字大木口、字横沢及び字水ノ手の各一部 キ 腰越字神明開土及び字東横沢並びに字十メ石、字東町、字中町、字西町、字一本木、字清水尻、字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部 ク 西内字落合及び字土合並びに字久瀬添、字柿ノ木、字せき下、字原前、字雀原、字町屋敷及び字日影の各一部 ケ 鹿教湯温泉字原かいと、字道仙かいと、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田及び字十二 コ 平井字八郎沢、字山ノ神及び字唐沢口の各一部
上田市 3	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 生田字坂下、字竹ノ花、字深町、字外河原及び字宿畑の各一部 イ 腰越字淵ノ上及び字花ケ石並びに字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部 ウ 東内字下川原及び字湯川原の各一部

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日 県告示第97号、平成24年3月30日上田市告示第114号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

② 自動車騒音

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 2.3-38 に、規制地域は表 2.3-39(1)、(2)に示すとおりである。

表 2.3-38 自動車騒音に係る要請限度

区域区分	時間の区分	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

注1) 車線とは、1縦列の自動車(2輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

表 2.3-39(1) 自動車騒音に係る要請限度に係る規制地域

区分	地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の上田市の項の1の地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の上田市の項の2の地域

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 県告示第97号、平成24年3月30日 上田市告示第114号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-39(2) 自動車騒音に係る要請限度に係る規制地域 付表の地域

上田市 1	<p>上田市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 西内字久禰添の一部、字石原の一部、字柿ノ木、字せき下の一部、字原前の一部、字雀原の一部、字町屋敷の一部、字日影の一部、字落合の一部、字土合、字八久保の一部</p> <p>イ 鹿教湯温泉、字原かいと、字道仙かいと、字寺沢の一部、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田、字十二、字渋田見の一部、字山ノ神の一部、字下原の一部、字裏山の一部</p> <p>ウ 平井字八郎沢の一部、字山ノ神の一部、字唐沢口の一部</p> <p>エ 腰越字十メ石の一部、字東町の一部、字中町の一部、字西町の一部、字一本木の一部、字清水尻の一部、字紅付の一部、字宮原、字神明開土、字六反田の一部、字部屋田の一部、字辻開土の一部、字西横沢の一部、字下川原の一部、字東横沢、字道久、字桐ノ木の一部</p> <p>オ 上丸子字大はざまの一部、字藤塚、字腰の一部、字五里の一部、字くら保祢、字大木口の一部、字横沢の一部、字山の神の一部、字水ノ手の一部</p> <p>カ 中丸子字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花、字山岸、字上山岸、字寺浦の一部、字松葉田の一部、字舞壺、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢、字勢戸、字大角の一部、字開戸の一部、字隅田の一部、字洲崎の一部</p> <p>キ 下丸子字東川の一部、字池田、字壺町田、字塚田、字八ツ口</p> <p>ク 生田字竹ノ花の一部、字深町の一部、字土堂、字中河原、字下河原、字外河原の一部、字中城の一部、字道添の一部、字荒谷、字二ツ井戸、字中井、字山根の一部、字三角、字陳場の一部、字猿在池、字宿畑の一部</p> <p>ケ 長瀬字上平の一部、字中平、字古城、字八ツ口の一部、字塚田の一部、字亀田、字前田、字屋敷、字沢田の一部、字宇遠坂の一部、字藁田の一部、字山根の一部、字東屋敷の一部、字矢</p> <p>ノ 沢の一部、字逸見の一部、字水押の一部、字宮原の一部、字押出しの一部</p> <p>コ 塩川字北原の一部、字前田の一部、字壺丁田の一部、字稲羽の一部、字辺田二丁目の一部、字山道の一部</p>
上田市 2	<p>上田市の地域のうち、次に掲げる地域</p> <p>ア 東内字湯川原の一部</p> <p>イ 腰越字部屋田の一部、字淵ノ上、字花ヶ石、字辻開土の一部、字下川原の一部、字西横沢の一部</p> <p>ウ 生田字白欠の一部、字坂下の一部、字竹ノ花の一部、字深町の一部、字外河原の一部、字宿畑の一部</p>

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日 県告示第97号、平成24年3月30日 上田市告示第114号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

③ 建設作業騒音

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号 最終改正：平成26年6月18日)及び「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和50年2月27日県告示第97号)に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表2.3-40(1)、(2)に、規制地域は表2.3-41に示すとおりである。

表 2.3-40(1) 騒音規制法の規定による特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業
適用除外	当該作業がその作業を開始した日に終わるもの。

出典：「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日 政令第324号)
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-40(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る基準

区域の区分等		規制項目	騒音の大きさ	作業禁止時間	1日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
規制地域	第1号区域		85 デシベル	午後7時～翌日午前7時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
	第2号区域		85 デシベル	午後10時～翌日午前6時	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
適用除外				A、B、C、D、E	A、B	A、B	A、B、C、D、E、F

注1) 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。
 注2) 表中のA～Fは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。
 A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
 E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
 F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合
 注3) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
 注4) 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値最大値の平均値とする。
 (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。
 出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)
 「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-41 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る規制地域

区分	地域
第1号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、 (1)第1種区域及び第2種区域 (2)第3種区域及び第4種区域のうち、 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
第2号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、上記に掲げる区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号）
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日 長野県告示第97号、平成24年3月30日 上田市告示第114号）
 「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

3. 振動

(1) 工場振動

「振動規制法」（昭和51年6月10日 法律第64号 最終改正：平成26年6月18日）及び「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日 県告示第683号）に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は表 2.3-42に、規制地域は表 2.3-43に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域は規制地域に指定されていない。

表 2.3-42 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域区分	時間の区分	
	昼間 午前7時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日午前7時まで
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

- 注1) 規制基準は、特定工場を設置する工場又は事業場（以下、「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 注2) 第1種区域及び第2種区域に所在する「学校教育法」第1条に規定する学校、「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所、「医療法」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、「保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。
- 注3) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 注4) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	1 デシベル

- 注5) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日 環境庁告示第90号）
 「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況」（昭和52年12月26日 長野県告示第683号）
 「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

表 2.3-43 振動規制法の規定に係る規制地域

区分	地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」(昭和52年12月26日 県告示第683号、平成24年3月30日 上田市告示第115号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

(2) 道路交通振動

「振動規制法」に基づく道路に面する地域の要請限度は表 2.3-44に、規制地域は表 2.3-41に示したとおりである。

表 2.3-44 道路交通振動に係る要請限度

区域区分	要請限度	
	昼間 午前7時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日午前7時まで
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 第1種区域及び第2種区域とは、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、同法第4条第1項の規定により都道府県知事が定めた区域をいう。

注2) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向についておこなうものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

注3) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注4) 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

注5) 振動の測定方法及び振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

ニ 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

注6) 振動レベルは5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況」(昭和52年12月26日 長野県告示第683号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

(3) 建設作業振動

「振動規制法」及び「振動規制法に基づく規制地域の指定」に基づく、特定建設作業は表 2.3-45に、振動の規制基準は表 2.3-46に、規制地域は表 2.3-47に示すとおりである。

表 2.3-45 振動規制法による特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー (手持式のものを除く。)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
適用除外	当該作業がその作業を開始した日に終わるもの。

出典：「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日 政令第280号)
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-46 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る基準

規制項目		振動の大きさ	作業禁止時間	1日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
規制地域	第1号区域	75 デシベル	午後7時～翌日午前7時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
	第2号区域	75 デシベル	午後10時～翌日午前6時	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
適用除外			A、B、C、D、E	A、B	A、B	A、B、C、D、E、F

注1) 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。

注2) 表中のA～Fは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。

- A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
- E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合

注3) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

注4) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

注5) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-47 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制地域

区分	地域
第1号区域	振動規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、 (1) 第1種区域 (2) 第2種区域のうち、 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
第2号区域	振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、上記に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況」(昭和52年12月26日 長野県告示第683号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

4. 悪臭

(1) 悪臭防止法

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号 最終改正：平成12年5月17日)に基づく、工場・事業場の敷地境界線の地表における悪臭の規制基準は表 2.3-48に、煙突等の排出口における規制基準は表 2.3-49に、排出口からの排出水中における規制基準は表 2.3-50に、規制地域は表 2.3-51(1)、(2)に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域は規制地域に指定されていない。また、上田市内には臭気指数規制が指定されている地域はない。

表 2.3-48 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名	第1地域 (ppm)	第2地域 (ppm)	敷地境界	気体排出施設	排出水
アンモニア	2	5	○	○	
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○
硫化メチル	0.05	0.2	○		○
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○	
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○	
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○	
イソブタノール	0.9	4	○	○	
酢酸エチル	3	7	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○	
トルエン	10	30	○	○	
キシレン	1	2	○	○	
スチレン	0.8	2	○		
プロピオン酸	0.07	0.2	○		
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○		
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○		
イソ吉草酸	0.004	0.01	○		

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」(昭和50年3月10日 長野県告示第114号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-49 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質 の名称	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
---------------	--

注) 規制基準は、次の式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：特定悪臭物質の排出量 (Nm³/h)

He：補正された排出口の高さ (m)

Cm：敷地境界線における規制基準値 (ppm)

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)

「六訂版ハンドブック悪臭防止法」(平成24年7月 ぎょうせい)

表 2.3-50 排出口からの排水中における規制基準

特定悪臭物質の名称	規制地域の区分	排水の流量区分(m ³ /s)		
		0.001 以下の場合	0.001を超え、 0.1以下の場合	0.1を 超える場合
メチルメルカプタン (mg/L)	第1地域	0.06	0.01	0.003
	第2地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素 (mg/L)	第1地域	0.3	0.07	0.02
	第2地域	1	0.2	0.05
硫化メチル (mg/L)	第1地域	2	0.3	0.07
	第2地域	6	1	0.3
二硫化メチル (mg/L)	第1地域	2	0.4	0.09
	第2地域	6	1	0.3

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)

表 2.3-51(1) 悪臭の規制に係る規制地域

区分	地域
第1地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の上田市の項の1の地域
第2地域	工業地域(付表の上田市の項の1の地域を除く。)

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況」(昭和50年3月10日 県告示第114号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

表 2.3-51(2) 悪臭の規制に係る規制地域 付表の地域

上田市1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 常入字万所の一部 イ 国分字堂西の一部 ウ 踏入1丁目及び踏入2丁目の各一部 エ 常田1丁目及び常田2丁目の各一部 オ 天神1丁目、天神2丁目、天神3丁目及び天神4丁目の各一部 カ 常磐城2丁目及び常磐城3丁目の各一部 キ 秋和のうち、字宮原、字権現、字八反田並びに字風呂川、字鶴巻、字山道、字常屋敷、字大蔵京及び字親田の各一部 ク 緑が丘一丁目の一部
------	--

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況」(昭和50年3月10日 県告示第114号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月 上田市)

(2)長野県環境審議会答申

事業実施想定区域及びその周辺では、臭気指数規制に関する指定地域はないが、地域指定にあたっての基本的な考え方について長野県環境審議会で答申されている。このうち、ごみ焼却施設については規制基準の設定方法は表 2.3-52に、規制地域の指定区分は表 2.3-53に示すとおりとなっている。

表 2.3-52 規制基準の設定方法

区分	規制地域の区分	規制基準
敷地境界線の地表における 規制基準（ごみ焼却場）	第1地域	10
	第2地域	13
気体排出施設から排出される 気体に係る規制基準	—	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た値
排水に係る規制基準	—	敷地境界線の地表における規制基準として定められた値に16を加算した値

出典：「長野県環境審議会答申」（平成9年1月23日）

表 2.3-53 規制地域の指定区分

類型区分	地 域
第1地域	1 都市計画法の規定に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びにこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第2地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

出典：「長野県環境審議会答申」（平成9年1月23日）

5. 水質

(1) 河川及び湖沼

① 環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準は表 2.3-54 に示すとおりである。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準は表 2.3-55 に、湖沼の環境基準は表 2.3-56(1)、(2)に、基準の類型の指定水域は表 2.3-57 に示すとおりである。

事業実施想定区域の南側を流れる千曲川はA類型に指定されている。

表 2.3-54 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定結果が昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 1 に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

表 2.3-55 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア 一般項目

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類 型ごとに指 定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-	

備考 1 基準値は日間平均とする。
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

イ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類 型ごとに指 定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

表 2.3-56(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア 一般項目

類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類 型ごとに指 定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-	

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 注3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊の浄水操作を行うもの
 注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）
 「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

イ 全窒素、全燐

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類 型ごとに指 定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 注3) 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）
 「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

表 2.3-56(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

表 2.3-57 水質汚濁に係る環境基準の種類の指定水域

ア 一般項目

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	千曲川（大屋橋の上流域）	A	イ	国(S47.4.6 環境庁告示第7号)
	千曲川（大屋橋の下流域）	A	ロ	国(S47.4.6 環境庁告示第7号)
	依田川（全域）	A	イ	県(S50.5.22 長野県告示第281号)
	神川（全域）	A	イ	県(S55.10.9 長野県告示第645号)
	浦野川（全域）（産川を含む）	A	ハ	県(H7.12.25 長野県告示第951号)

注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5年以下で可及的すみやかに達成、「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

出典：「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

イ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	依田川（全域）	生物A	イ	県（H24.4.5 長野県告示第313号）
	神川（全域）	生物A	イ	
	浦野川（全域）	生物A	イ	
	産川（全域）	生物B	イ	

注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5年以下で可及的すみやかに達成、「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

出典：「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

② 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号 最終改正：平成29年6月2日)に基づく汚水または廃液を排出する一定の施設(特定施設)を設置する工場または事業場(特定事業場)で、公共用水域に排水を排出する特定事業場に対する一律排水基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排水に係る基準は表2.3-58(1)、(2)に示すとおりである。

また、「公害の防止に関する条例」(昭和48年 長野県条例第11号)に基づく上乗せ排水基準は表2.3-59(1)、(2)に示すとおりである。なお、焼却施設は特定施設を有する工場に該当する。

表 2.3-58(1) 排水基準(有害物質に関する項目)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

注)「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月 総理府令第35号)
「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成11年12月27日 政令第433号)
「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 総理府令第67号)
「公害関係基準のしおり」(令和3年3月 長野県)

表 2.3-58(2) 排水基準(生活環境に関する項目)

項目		許容限度
pH		5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)		200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均8mg/L)

注1)「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2)生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

注3)窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月 総理府令第35号)

「公害関係基準のしおり」(令和3年3月 長野県)

表 2.3-59(1) 上乘せ排水基準(有害物質に関する項目)

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.003mg/L

注) 特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるものをいう。

1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日 県条例第11号)第16条

表 2.3-59(2) 上乘せ排水基準(生活環境に関する項目)

排水量	項目及び許容限度			
	BOD又はCOD(mg/L)		SS(mg/L)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60
50m ³ 以上	30	20	50	30

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日 県条例第11号)第16条

③ 上田市公害防止条例

「上田市公害防止条例」（平成 21 年 12 月 18 日 条例第 38 号）に基づく水質に係る環境基準は表 2.3-60 に、区分をあてはめる水域は表 2.3-61 に示すとおりである。

表 2.3-60 上田市公害防止条例に基づく水質の環境基準

区分	項目	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
第 1 種水域		6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
第 2 種水域		6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
第 3 種水域		6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下

出典：「上田市公害防止条例施行規則」（平成 21 年 12 月 18 日 規則第 38 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

表 2.3-61 区分を当てはめる水域

区分	区分を当てはめる水域
第 1 種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育などの影響が及んでいない河川
第 2 種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川
第 3 種水域	第 1 種水域及び第 2 種水域以外の河川

注 1) 河川の名称は、河川法に規定する名称による。

注 2) この表は、環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき指定された水域を除く。

出典：「上田市公害防止条例施行規則」（平成 21 年 12 月 18 日 規則第 38 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

(2)地下水

「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係る地下水の環境基準は表 2.3-62に示すとおりである。

表 2.3-62 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注1) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定した場合においてその結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

6. 土壌汚染

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に関する環境基準は、表 2.3-63に示すとおりである。

表 2.3-63 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 ^{注2)}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ぼう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注 1) 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成 3 年環境庁告示第 46 号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

(2) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号 最終改正：平成29年6月2日）においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、表 2.3-64に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壌汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

表 2.3-64 「土壌汚染対策法」で定める特定有害物質

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	第2溶出量基準 (mg/L)
四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下
クロロエチレン	0.002 以下	—	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして 50 以下	1 以下
水銀及びその化合物	0.0005 以下かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	0.005 以下かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	30 以下
シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下
チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下
ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)	検出されないこと	—	0.003 以下
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)	検出されないこと	—	1 以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年5月29日 環境省令第29号）
「公害関係基準のしおり」（令和3年3月 長野県）

7. 地盤沈下

長野県においては、「工業用水法」(昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号 最終改正：平成 12 年 5 月 31 日)に基づく指定地域はない。

8. 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号 最終改正：平成 26 年 6 月 4 日)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適切に処理することが定められている。

9. 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号 最終改正：平成 30 年 6 月 13 日)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

また、2050 年までのカーボンニュートラルの実現を明記した、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和 3 年 6 月に公布されている。

長野県では「長野県地球温暖化対策条例」(平成 18 年 3 月 30 日 条例第 19 号 最終改正：平成 25 年 3 月 25 日)に基づき、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者及び規則で定める台数以上の自動車を事業活動において使用する事業者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制や防止のための計画を定めなくてはならない。

10. 自然保護関係

(1) 自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲において、「自然公園法」に基づく自然公園の地域指定はされていない。また、「長野県立自然公園条例」(昭和35年7月18日 条例第22号)に基づく長野県立自然公園の地域指定はされていない。

自然公園の地種区分については、表 2.3-65に示すとおりである。

表 2.3-65 自然公園の地種区分について

地種区分		説明
特別地域	特別保護地区	特別地域内で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地域で、特に嚴重に景観の維持を図る必要がある地区
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性がもっとも高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
	第2種特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはとめて調整を図ることが必要な地域
	第3種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域		特別地域に含まれない地域で風景の保護を図る必要がある地域

出典：「自然公園法施行規則」(昭和 32 年 10 月 11 日 厚生省令第 41 号 最終改正：令和元年 10 月 31 日)

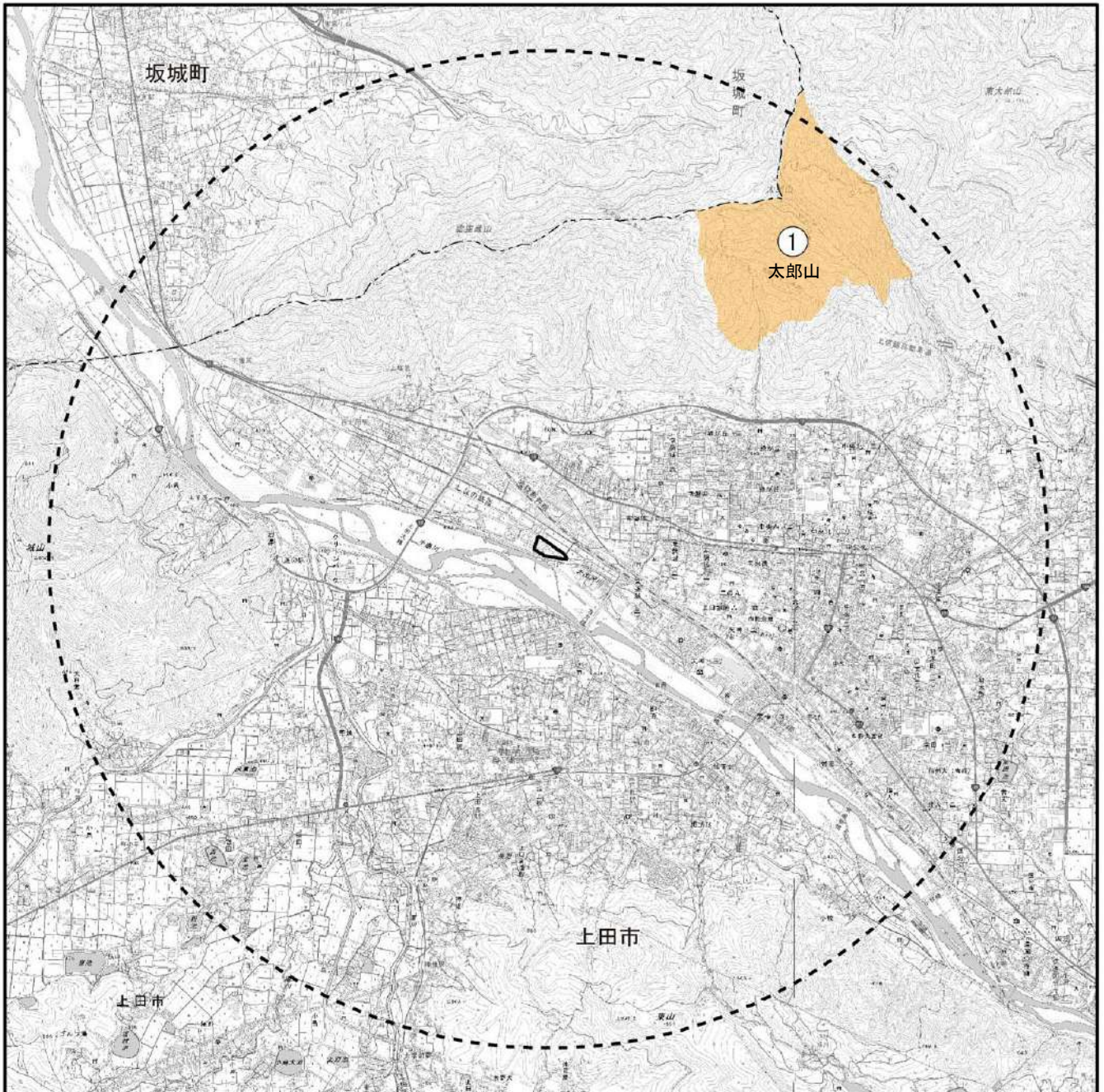
(2) 自然環境保全法及び長野県自然環境保全条例の規定により指定された保全地域

事業実施想定区域及びその周囲における「自然環境保全法」(昭和47年6月22日 法律第85号 最終改正：平成31年4月26日)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定はされていない。また、「長野県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域等の指定状況は、表 2.3-66及び図 2.3-11に示すとおりであり、事業実施想定区域北側に、郷土環境保全地域である「太郎山」が指定されている。

表 2.3-66 自然環境保全地域等の指定状況

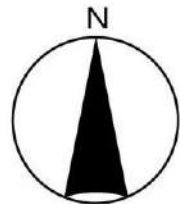
番号	区分	名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
1	郷土環境保全地域	太郎山	上田市	174.11	昭和56年11月24日

出典：「信州くらしのマップ(自然・環境)」(長野県ホームページ 令和2年12月15日閲覧)



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  郷土環境保全地域



1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ(自然・環境)」
 (長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 12 月 15 日閲覧)

図 2.3-11 事業実施想定区域及びその周囲の自然環境保全地域等の指定状況

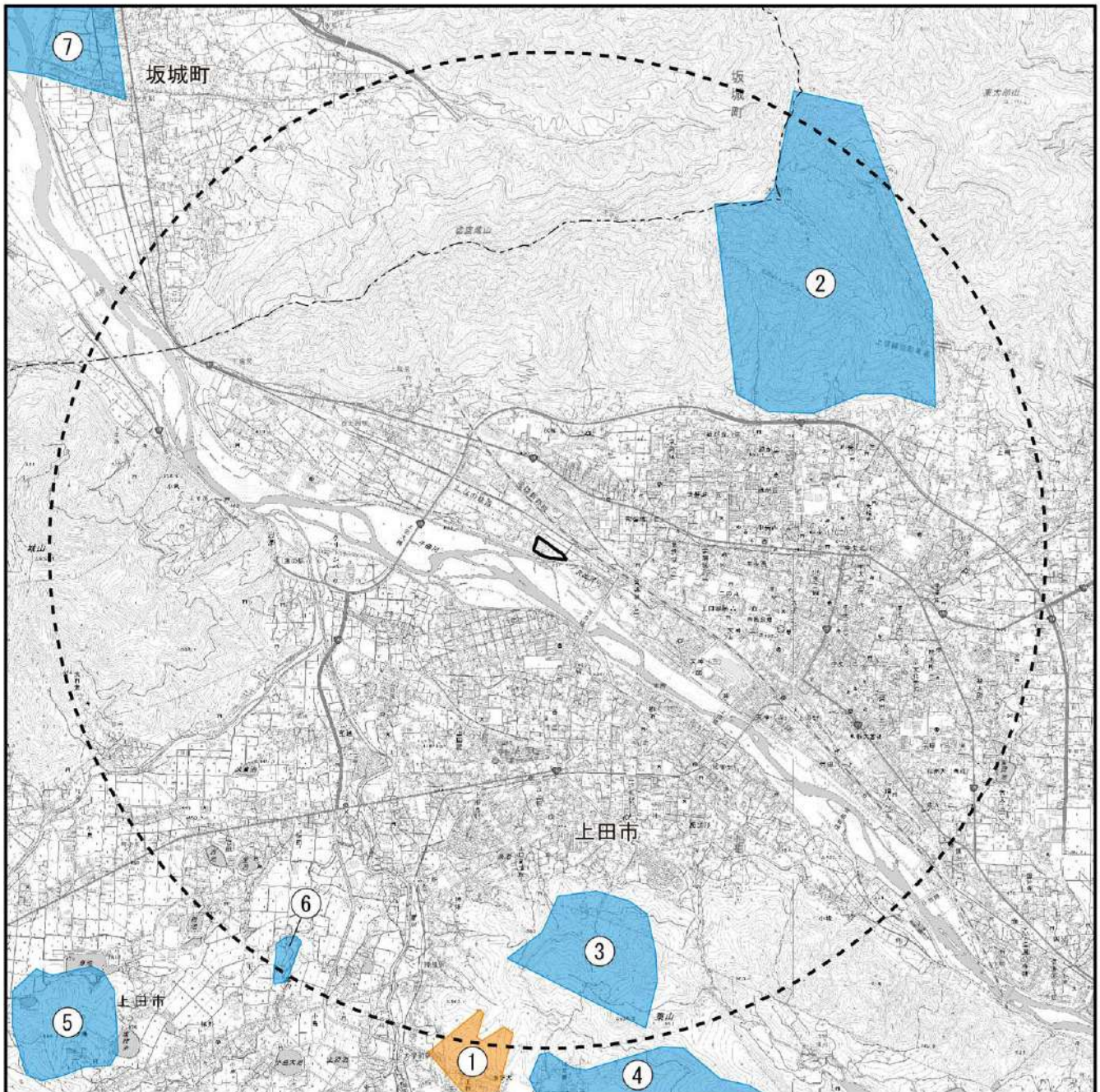
- (3)世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域
事業実施想定区域及びその周囲に、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日 条約第7号)に基づいて指定された自然遺産の区域はない。
- (4)都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域
事業実施想定区域及びその周囲に、「都市緑地法」(昭和48年9月1日 法律第72号 最終改正:令和2年6月10日)に基づいて指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。
- (5)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等
事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日 法律第88号 最終改正:平成27年3月31日)に基づく鳥獣保護区等の指定状況については、表 2.3-67及び図 2.3-12に示すとおりである。

表 2.3-67 鳥獣保護区等の指定状況



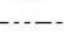


番号	指定区分	名称	所在地	面積(ha)	期限
1	鳥獣保護区	長野大学野鳥愛護林	上田市	20	令和4年10月31日
2	特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	太郎山	上田市	158	令和12年10月31日
3		原峠	上田市	58	令和8年10月31日
4		上田市自然運動公園	上田市	116	無期限
5		横山	上田市	59	令和9年10月31日
6		下小島	上田市	7	令和11年10月31日
7		坂城町千曲川流域	埴科郡坂城町	250	無期限

出典:「長野県鳥獣保護区等位置図(令和元年度)」(長野県ホームページ 令和2年12月15日閲覧)

- (6)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区
事業実施想定区域及びその周囲に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号 最終改正:令和2年1月22日)に基づいて指定された生息地等保護区はない。
- (7)特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域
事業実施想定区域及びその周囲に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日 条約第28号 最終改正:平成6年4月29日)に基づいて指定された湿地の区域はない。
- (8)長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域
事業実施想定区域及びその周囲において、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」(平成25年3月25日 条例第11号)に基づく水資源保全地域の指定はされていない。
- (9)国有林野管理経営規程に基づく緑の回廊
事業実施想定区域及びその周囲に、「国有林野管理経営規程」(平成11年1月12日 農林水産省訓令第2号)に基づいて指定された緑の回廊はない。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  鳥獣保護区
-  特定猟具使用禁止区域(猟銃)



1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

注) 図中の番号は表 2.3-67 に対応している。
 出典: 「長野県鳥獣保護区等位置図(令和元年度)」
 (長野県ホームページ 令和 2 年 12 月 15 日閲覧)

図 2.3-12 事業実施想定区域及びその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

11. 景観保全関係

(1) 景観法及び長野県景観条例に基づく景観計画区域

「景観法」に基づき、事業実施想定区域周辺の市町のうち、上田市が長野県内の景観行政団体となっている。

長野県においては、「景観法」及び「長野県景観条例」（平成4年3月19日 条例第22号 最終改正：平成29年3月23日 条例第4号）に基づき、良好な景観を育成するための取組等を示す「長野県景観育成計画」（平成17年12月 長野県）が策定されており、長野県全土（景観行政団体を除く）を景観計画区域に指定している。ただし、上田市が長野県内の景観行政団体であることから、上田市内は景観計画区域から除外されている。

「長野県景観育成計画」が除外される上田市においては、「上田市景観計画」（平成24年12月 上田市）が策定されており、上田市全域が景観計画区域に指定され、景観形成基準が定められている。

(2) 都市計画法に基づく風致地区

事業実施想定区域及びその周囲に、「都市計画法」に基づき指定された風致地区はない。

12. 国土防災関係

(1) 森林法に基づく保安林の指定

事業実施想定区域及びその周囲における「森林法」（昭和26年6月26日 法律第249号 最終改正：平成30年6月1日）に基づく保安林及び国有林は図 2.3-13に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲には保安林及び国有林が存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日 法律第57号 最終改正：平成17年7月6日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 2.3-14に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲には急傾斜地崩壊危険区域が存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。

(3) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」（明治30年3月30日 法律第29号 最終改正：平成25年11月22日）に基づく砂防指定地は図 2.3-14に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲には砂防指定地が存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。

(4) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲には「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日 法律第30号 最終改正：平成29年6月2日）に基づく地すべり防止区域は指定されていない。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律」(平成12年5月8日 法律第57号 最終改正：平成29年5月19日)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域^{注)}は図 2.3-15に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。

注) 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域の中で、建築物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

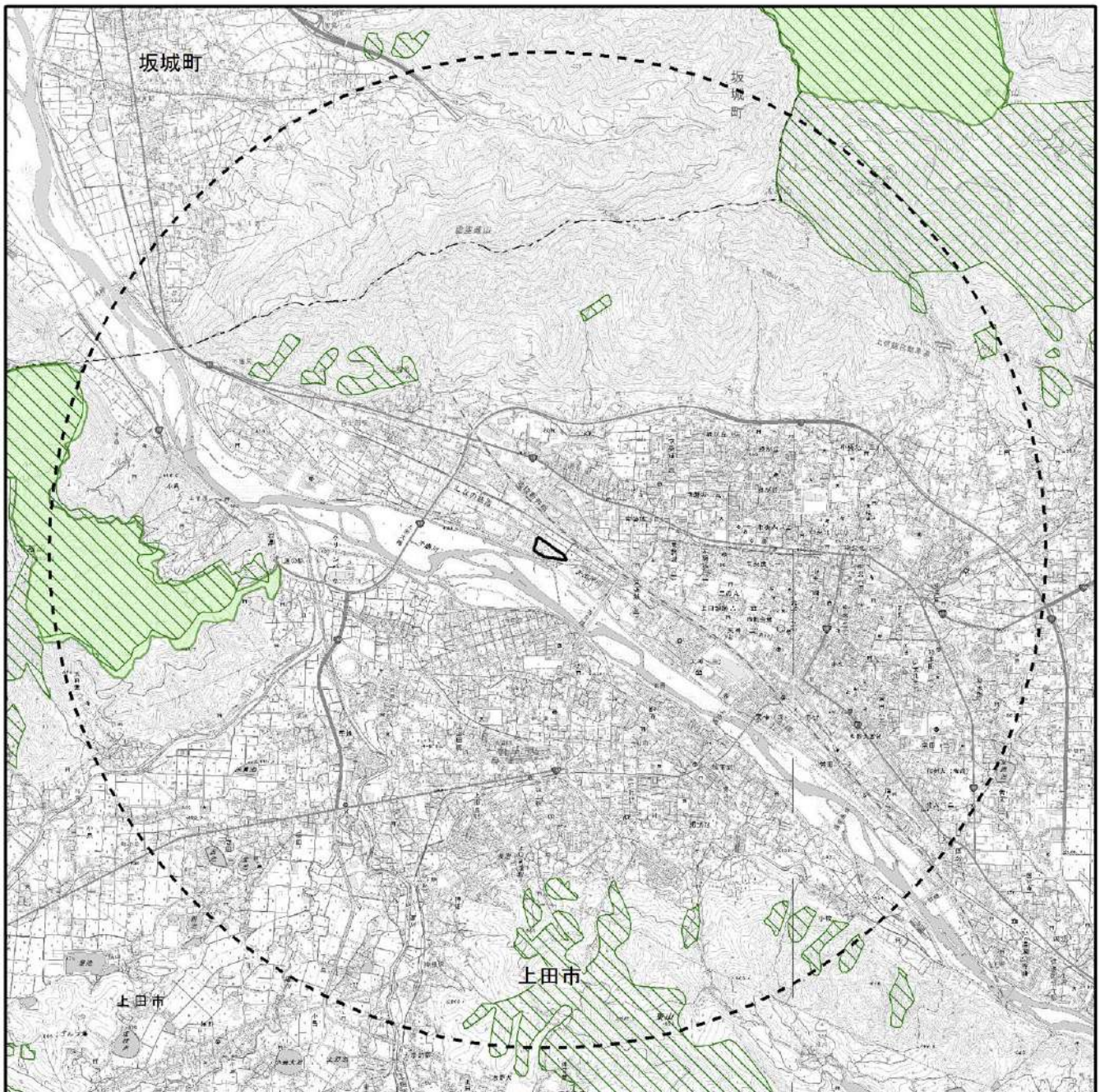
土砂災害警戒区域：がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、土石流、地すべりの土砂災害のおそれがある区域

(6) 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区




事業実施想定区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」(平成28年7月 林野庁)による山地災害危険地区は図 2.3-16に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲には山地災害危険地区が存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。

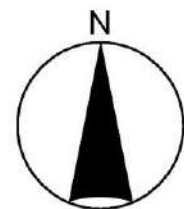
(7) 長野県指定の土砂災害危険箇所

事業実施想定区域及びその周囲における長野県が指定している土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険箇所、土石流危険溪流)は図 2.3-17に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲には土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険箇所、土石流危険溪流)が存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  保安林
-  国有林



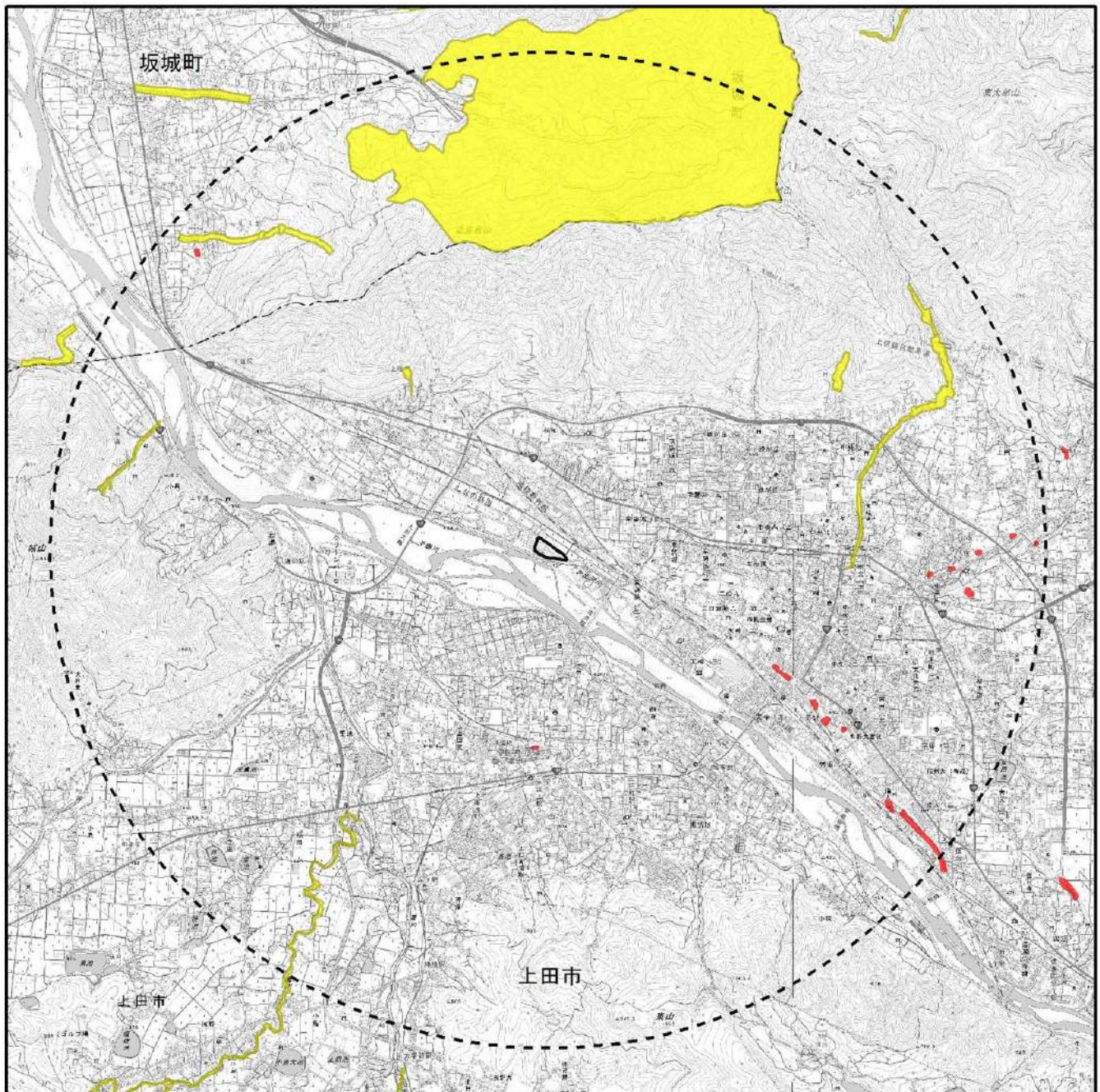
1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

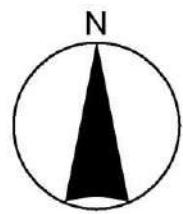
出典：「信州くらしのマップ（長野県土地利用基本計画（計画図）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 4 月 22 日閲覧）

図 2.3-13 事業実施想定区域及びその周囲の保安林及び国有林の指定状況



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  砂防指定地



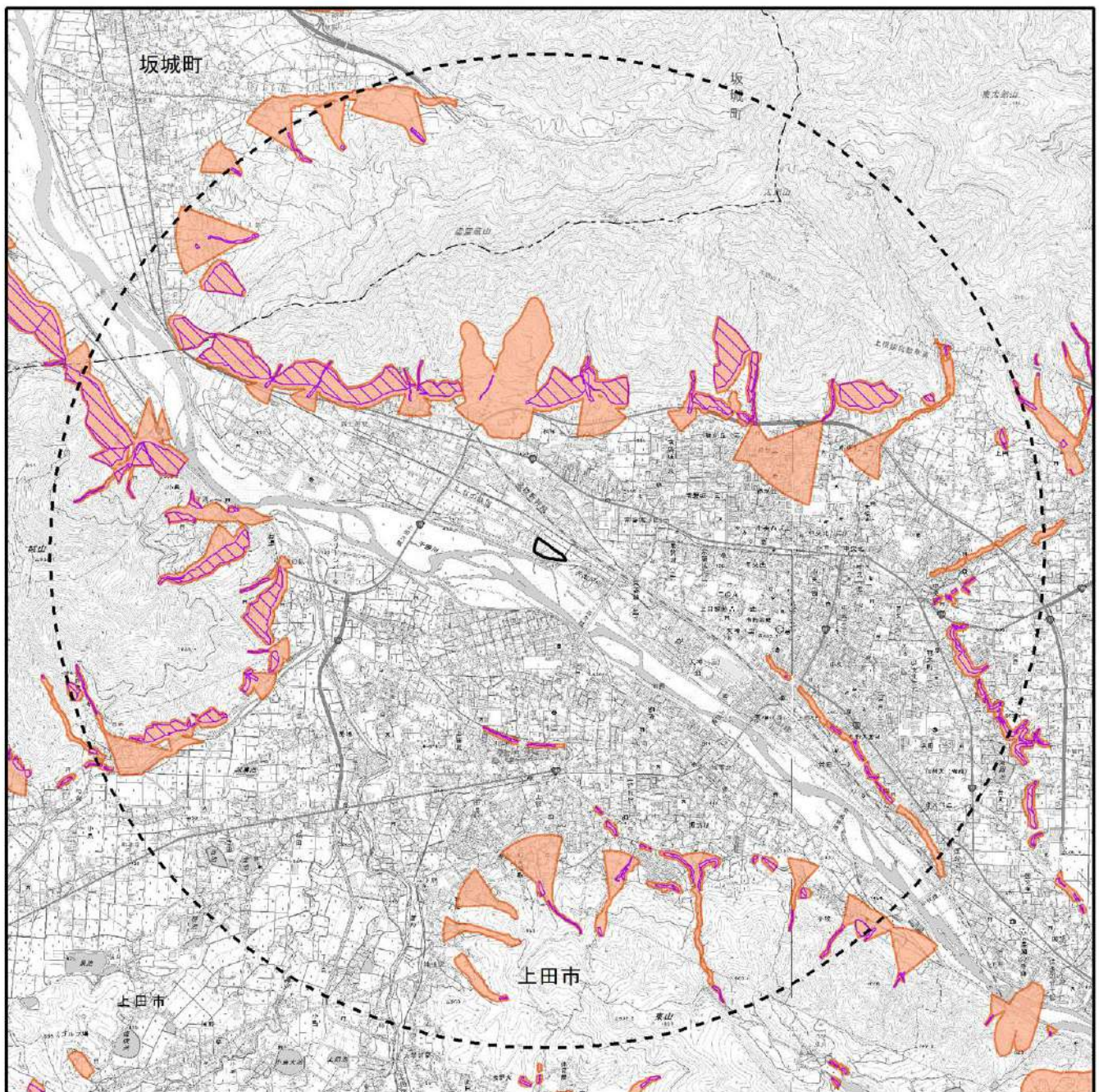
1:50,000








国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

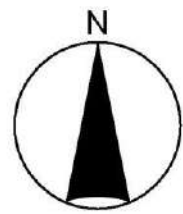
出典：「信州くらしのマップ（防災）」
 （長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 4 月 22 日閲覧）

図 2.3-14 事業実施想定区域及びその周囲の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  土砂災害特別警戒区域
-  土砂災害警戒区域



1:50,000

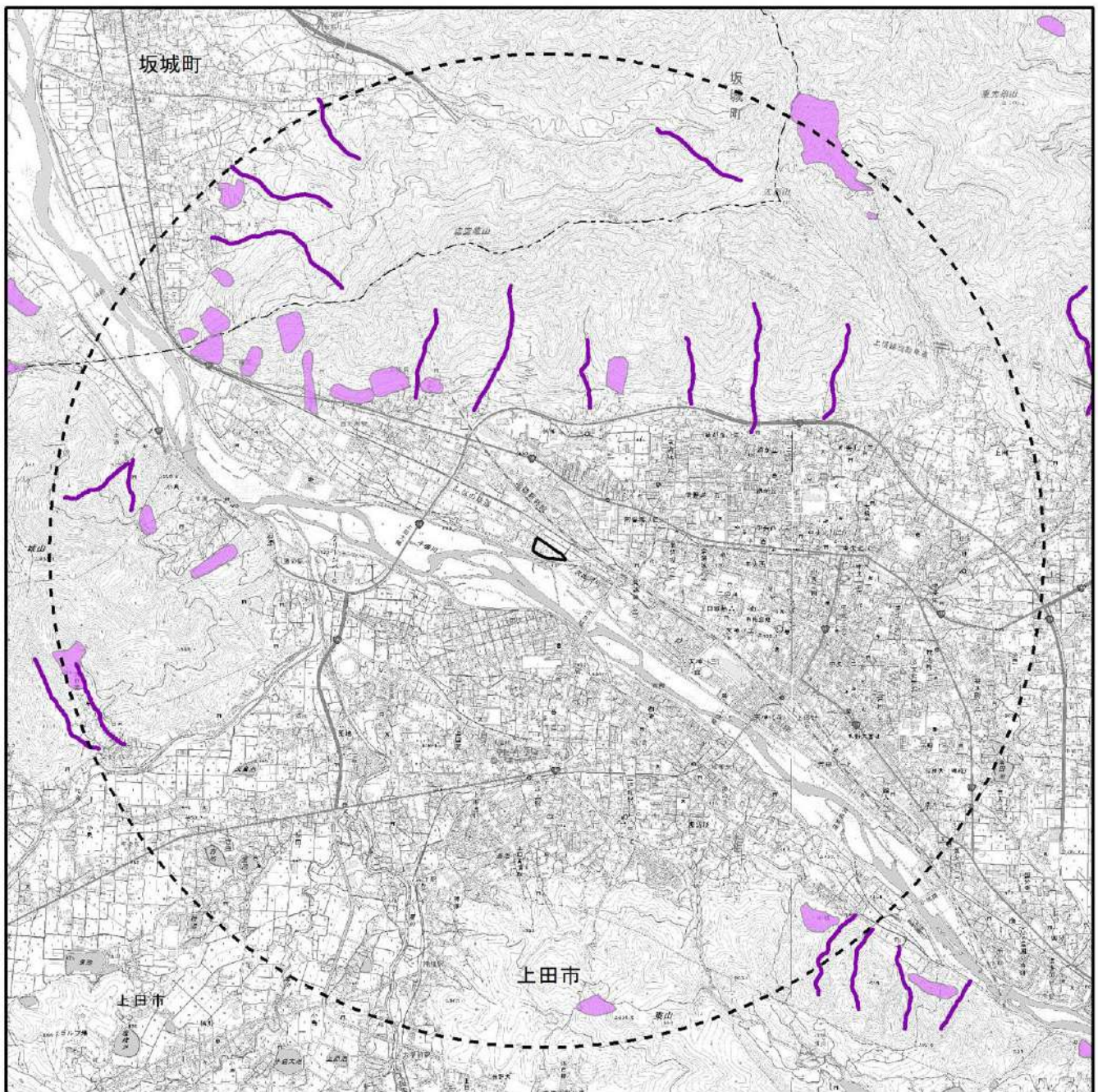


国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。






注) 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域の中で、建築物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域
 土砂災害警戒区域：がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの土砂災害のおそれがある区域

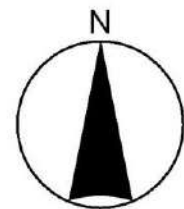
出典：「信州くらしのマップ（防災）」
 （長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）

図 2.3-15 事業実施想定区域及びその周囲の土砂災害警戒区域等の指定状況



凡例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  山地災害危険地区 (山腹崩壊危険地区)
-  山地災害危険地区 (崩壊土砂流出危険地区)



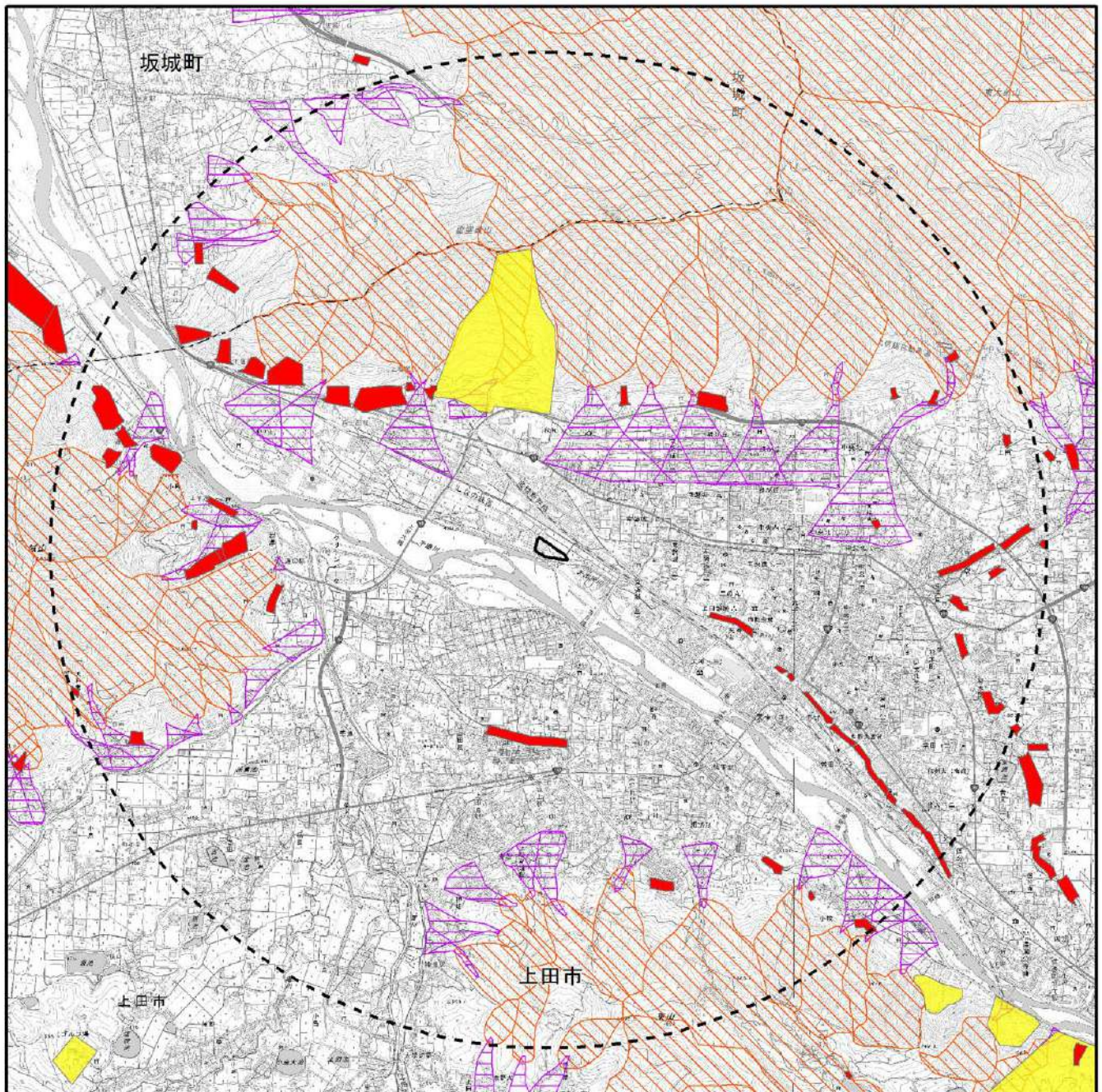
1:50,000




国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ(防災)」
(長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧)

図 2.3-16 事業実施想定区域及びその周囲の山地災害危険地区の指定状況



凡 例

-  事業実施想定区域
-  予備調査範囲
-  行政界
-  急傾斜地崩壊危険箇所
-  土石流危険箇所
-  地すべり危険箇所
-  土石流危険溪流



1:50,000



国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ（防災）」
 （長野県統合型地理情報システムホームページ 令和 2 年 12 月 22 日閲覧）

図 2.3-17 事業実施想定区域及びその周囲の長野県が指定する土砂災害危険箇所の指定状況

2.3.8 地域の環境に係る方針等の状況

1. 長野県

(1) 第四次長野県環境基本計画

長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」(平成8年3月25日 長野県条例第13号)第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

概要については、表 2.3-68に示すとおりである。

表 2.3-68 第四次長野県環境基本計画の概要

計画期間	2018年度(平成30年度)～2022年度(令和4年度)の5年間
基本目標	共に育み、未来につなぐ信州の豊かな自然・確かなくらし
計画の特色	1 SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進 2 「第6次長野県水環境保全総合計画」と一体的に作成 3 標高差や地域の特性に着目した取組を記載 4 コラムにより先進的事例等を紹介

出典：「第四次長野県環境基本計画」(平成30年3月 長野県)

(2) 長野県ゼロカーボン戦略

「長野県ゼロカーボン戦略」は、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、中間目標となる2030年度までを計画期間として取組を推進するため、第四次の県民計画及び長野県脱炭素社会づくり条例に基づく第一次の行動計画として策定された。

概要については、表 2.3-69に示すとおりである。

表 2.3-69 長野県ゼロカーボン戦略の概要

計画期間	2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)の10年間
基本目標	社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり
目標値	1 温室効果ガス総排出量(基準年度：2010年度 16,980千t-CO ₂) 短期：2030年度 7,987千t-CO ₂ (基準年度比53%削減) 中期：2040年度 3,936千t-CO ₂ (基準年度比77%削減) 長期：2050年度 1,709千t-CO ₂ (基準年度比90%削減) 2 最終エネルギー消費量(基準年度：2010年度 19.5万TJ) 短期：2030年度 12.3万TJ(基準年度比37%削減) 中期：2040年度 8.5万TJ(基準年度比56%削減) 長期：2050年度 4.7万TJ(基準年度比76%削減) 3 再生可能エネルギー生産量(基準年度：2010年度 2.2万TJ) 短期：2030年度 4.1万TJ(対基準年度増加率85%) 中期：2040年度 5.3万TJ(対基準年度増加率138%) 長期：2050年度 6.4万TJ(対基準年度増加率192%) 4 エネルギー自給率 ①再生可能エネルギー電力生産量(TJ)/最終エネルギー消費量(TJ)(基準年度：2010年度 11.3%) 短期：2030年度 15.6% 中期：2040年度 33.0% 長期：2050年度 61.6% ②再生可能エネルギー電力生産量(TJ)/電力消費量(TJ)(基準年度：2010年度 40.4%) 短期：2030年度 82.6% 中期：2040年度 108.9% 長期：2050年度 139.6%
2030年までの重点方針	1 既存技術で実現可能なゼロカーボンを徹底普及 2 持続可能な脱炭素型ライフスタイルに着実に転換 3 産業界のゼロカーボン社会への挑戦を徹底支援 4 エネルギー自立地域づくりで地域内経済循環

出典：「長野県ゼロカーボン戦略」(令和3年6月 長野県)

(3) 第五次国土利用計画(長野県計画)

第五次国土利用計画(長野県計画)は、「国土利用計画法」第7条の規定により、国が策定した全国計画を基本とし、総合的かつ計画的な県土利用を推進するために策定している。

概要については、表 2.3-70に示すとおりである。

表 2.3-70 第五次国土利用計画(長野県計画)の概要

計画期間	基準年次：平成24年 目標年次：令和7年
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な県土管理の実現 2 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用 3 安全・安心の実現 4 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 5 多様な主体による県土の県民的経営
目標達成のために必要な措置の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用関連法制等の適切な運用 2 県土の保全と安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の自然条件に対応した防災・減災対策 ・総合的な治水対策 ・災害に強い森林づくり ・県土の安全性の向上 3 持続可能な県土の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・都市の集約化 ・「小さな拠点」の形成 ・優良農地の確保・農業振興 ・持続的な森林管理・林業振興 ・健全な水環境の維持・回復 ・美しい景観の保全・再生・創出 4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な自然環境の保全 ・生物多様性の確保 ・観光・地域産業の振興 ・地球温暖化対策の推進 ・生活環境の保全 ・資源循環型社会の形成 ・環境影響評価等の推進 5 土地の有効利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・農地 ・森林 ・水面・河川・水路 ・道路 ・住宅地 ・工業用地 ・その他の宅地 ・低・未利用地 6 土地利用転換の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の転換 ・農地の利用転換 ・森林の利用転換 ・大規模な土地利用転換 ・混在地における土地利用転換 ・リニア中央新幹線長野県(仮称)駅周辺の整備 7 県土に関する調査の推進 8 計画の効果的な推進 9 県土の県民的経営の推進

出典：「第五次国土利用計画(長野県計画)」(平成28年9月 長野県)

(4)長野県景観育成計画

長野県景観育成計画は、信州の景観が、貴重な社会的共通資本であることを深く認識し、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの日常の活動との調和がとれた土地利用がなされること等を通じて、長野県民と長野県を愛し訪れる方々等とが協働して景観の育成に努めることを目的としている。

概要については、表 2.3-71に示すとおりである。

表 2.3-71 長野県景観育成計画の概要

基本目標	恵まれた豊かな自然環境を守り育て地域の歴史、文化、風土等を活かし意思を共有する方々の絆（コモンズ）を築き育み住まう方々や移り住んで下さる方々が愛着をいだき訪れる方々には魅力あふれる世界に誇りうる美しく豊かな信州を創造する。
取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 景観育成住民協定を認定する。 2 県下 10 地域に地域景観協議会を設置する。 3 長野県農村景観育成方針に基づき、美しく豊かな農村景観の積極的な保全・育成に努める。 4 公共事業景観育成指針を定め、積極的に推進する。

出典：「長野県景観育成計画」（平成 18 年 4 月 長野県）

(5)長野県廃棄物処理計画（第 5 期）

長野県廃棄物処理計画（第5期）は、信州の美しい自然や環境を後世に引き継いでいくため、SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」を意識して、新しい生活様式の実践下においてもプラスチックごみや食品ロスなどの廃棄物の発生抑制に努めるとともに、代替素材への転換等を進め、4Rへの取り組みを推進するものとなっている。

概要については、表 2.3-72に示すとおりである。

表 2.3-72 長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の概要

計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度（ごみ処理広域化・集約化計画は令和 12 年度まで）
取組目標	『つくる責任 つかう責任』を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～
重点方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進 2 災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などの課題に対しパートナーシップで解決 3 2050 ゼロカーボンに向けた取組

出典：「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）」（令和 3 年 4 月 長野県）

2. 上田広域連合

(1) 上田地域広域連合第5次広域計画

上田地域広域連合第5次広域計画は、上田地域の広域行政を取り巻く情勢の変化を反映させ、全体で17の項目を広域計画に掲げている。広域計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間である。また、広域計画の対象となる区域は、広域連合を組織する地方公共団体（上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町）の区域となっている。

概要については、表 2.3-73に示すとおりである。

表 2.3-73 上田地域広域連合第5次広域計画の概要

計画期間	平成30年度～令和4年度
将来像	<p>自然・文化・人のハーモニー 「参加と連携」の活力ある地域をめざして</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 快適で安全な環境とうるおいのある地域づくり 2 健康で生きがいとやすらぎのある地域づくり 3 個性豊かな人と文化を育む生涯学習の地域づくり 4 地域に根ざした産業と活力ある地域づくり 5 参加と連携で一体的に発展する開かれた地域づくり
取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民総参加によるごみ減量化 2 廃棄物の排出抑制・再使用等の推進 3 循環型社会形成のための長期的取組
広域計画の項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 上田地域の広域行政の推進に関する事 2 広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 3 広域的な観光振興に関する事 4 調査研究事業に関する事 <ol style="list-style-type: none"> 1 広域的な保健福祉の推進 2 広域的なごみ処理の推進 3 その他広域にわたる重要な課題 5 消防に関する事 6 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事 7 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 8 ふるさと基金事業に関する事 9 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 10 介護相談員派遣事業に関する事 11 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 12 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事 13 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事 14 ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事 15 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事 16 斎場の設置、管理及び運営に関する事 17 広域計画の期間及び改定に関する事

出典：「上田地域広域連合広域計画 平成30年度～平成34年度」（平成30年4月 上田地域広域連合）

(2) 第4次ごみ処理広域化計画

第4次ごみ処理広域化計画は、主に、ごみ処理の広域化に向けて、今後の取組について指針となる基本的な考え方を示したものであり、その考え方にに基づきごみ処理の広域化を推進し、総合的かつ計画的に、ごみ処理の広域化による循環型社会の構築を目指していくものである。計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間である。

概要については、表 2.3-74に示すとおりである。

表 2.3-74 第4次ごみ処理広域化計画の概要

計画期間	令和3年度～令和12年度
基本方針	表 2.3-75(1)、(2)に示す。
令和7年度 可燃ごみの減量化目標値	上田地域 35,445 t/年 (514g/人日) 上田市 30,548 t/年 (556g/人日) 東御市 3,445 t/年 (328g/人日) 長和町 859 t/年 (434g/人日) 青木村 593 t/年 (398g/人日)

出典：「上田地域広域連合 ごみ処理広域化計画」(令和3年3月 上田地域広域連合)

表 2.3-75(1) 第4次ごみ処理広域化計画の基本方針

項目	基本方針	
分別・収集・運搬の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環型施設への搬入ごみは上田地域として統一する。 資源循環型施設への搬入ごみ以外の分別方法等については、各市町村の方針を尊重する。 収集・運搬方式は、現在市町村ごとで実施している方式を継続する。 運搬距離の偏りに対する平準化等の対策が必要な場合は検討を行う。 事業系ごみについては、市町村ごとの搬入量が把握できるよう対策を講じる。 	
中間処理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 3Rを基本としたごみの減量・再資源化に努め、燃やさざるを得ないごみについて焼却処理する。 不燃ごみ及び容器包装廃棄物などの分別処理は、分離・分散方式とする。 	
資源循環型施設整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷を低減し、安全で安定した環境にやさしい施設 発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設 周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設 施設建設地の基盤整備と地域振興を図り、快適な生活環境の創造 災害時の廃棄物処理を迅速に行うとともに、防災拠点としての機能を持つ施設 	
資源循環型施設	焼却対象物	<ul style="list-style-type: none"> 現在可燃ごみとして分別区分されているごみを焼却対象物とする。 プラスチック類、下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥は焼却対象物としない。
	焼却処理能力	<ul style="list-style-type: none"> 焼却処理能力は144t/日を最大とし、施設整備計画策定時に、減量化目標値達成状況を勘案し再検討を行う。 災害廃棄物等の緊急的な処理にある程度対応可能な規模とする。
	焼却方式	<ul style="list-style-type: none"> 焼却方式については、24時間連続運転のストーカ式焼却炉とする。
	焼却炉構成	<ul style="list-style-type: none"> 3炉構成を基本とし、施設基本計画の際に、施設規模、周辺環境への負荷、他事例の実績、維持管理費用等を比較検討し、総合的な判断を行う。
	余熱有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 焼却する過程で発生する熱エネルギー(余熱)を積極的に有効利用する。 場内利用を最優先とし、それでも余った熱エネルギーについて、場外利用(近隣施設への熱供給)及び発電等の利用について検討する。 場外利用(近隣施設への熱供給)については、施設建設に伴う地域振興策としての活用を図り、地元と十分に協議した上で整備する。 安全で安定した施設稼働を最優先とした余熱利用計画とする。 停電時の電力供給等、防災拠点としての整備を検討する。
	プラザ機能	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の拠点施設として、市民参加による施設づくりを目指す。
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環型施設の面積は、20,000m²程度とする。 	
不燃ごみの処理	<ul style="list-style-type: none"> 分離・分散方式とし、今後、広域連合及び各市町村で処理方法について検討する。 	

出典：「上田地域広域連合 ごみ処理広域化計画」(令和3年3月 上田地域広域連合)

表 2.3-75(2) 第4次ごみ処理広域化計画の基本方針

項目	基本方針
最終処分場の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・上田地域内での処理を基本とし、広域連合で最終処分場の建設を行う。 ・施設整備にあたっては、廃棄物処理をトータルで捉え、廃棄物処理・処分の効率性、確実性に配慮する。 ・最終処分場の建設場所については、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とする。
地域振興策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺地域の基盤整備はもとより、地域振興を図り、快適な生活環境の整備を目指す。 ・総合的な振興計画の協議を行い、個性と魅力ある地域づくりを住民との協議で創造する。
生ごみ堆肥化等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・東御市と長和町の生ごみリサイクル施設や上田市の「生ごみリサイクル推進プラン」等、各市町村の状況に合わせた取組を中心に、積極的な生ごみ減量化・再資源化を推進する。
現施設の延命化	<ul style="list-style-type: none"> ・現3クリーンセンターは、それぞれにおいて資源循環型施設の稼働まで適正な維持管理を行い、延命化を図る。
施設建設費等の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金事業を活用する。 ・施設建設費の負担については、全ての市町村が統合による受益を享受することから、均等割の組み入れを検討する。 ・均等割以外の負担割合は搬入割とし、ごみ減量の動機付けを行う仕組み作りをする。 ・地域振興に係る事業費の負担についても、建設費同様に各市町村で応分の負担をする。 ・最終処分場の建設についても同様の考え方とする。 ・環境影響評価、地形測量、地質調査等の計画準備段階の経費については、現行の均等割10%、人口割90%を適用する。

出典：「上田地域広域連合 ごみ処理広域化計画」（令和3年3月 上田地域広域連合）

3. 上田市

(1) 第二次上田市環境基本計画

第二次上田市環境基本計画は、「上田市環境基本条例」（平成19年3月30日 条例第8号）に示された基本理念を実現するため、上田市における環境の保全及び創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針を示す、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる環境分野の最上位計画として策定された。

概要については、表 2.3-76に示すとおりである。

表 2.3-76 第二次上田市環境基本計画の概要

計画期間	平成30年度～令和9年度
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 健全で豊かな環境の恵みの享受と将来の世代への継承 2 自然との共生と持続的に発展することができる社会の構築 3 地球環境保全の積極的な推進
環境ビジョン	光・緑・人が輝く自然環境共生都市 うえだ
施策大綱及び基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な生活環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・きれいな空気とやさしい音空間の保全 ・きれいな水と安全な土壌環境の保全 ・有害化学物質による汚染の防止 2 人と自然の共生 <ul style="list-style-type: none"> ・森林と里山の保全 ・水辺環境の保全 ・農地の保全 3 資源循環と地球環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成 ・地球温暖化防止の推進 ・地域資源の活用 4 歴史・文化と緑・景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史遺産・文化遺産の保存と継承 ・緑地の保全と緑化の推進 ・地域景観の保全と環境美化の推進 5 環境教育と地域連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進 ・環境にやさしい地域づくり ・地域交流の推進と環境情報の発信

出典：「第二次上田市環境基本計画」（平成30年3月 上田市）

(2) 上田市地域新エネルギービジョン(増補版)

上田市地域新エネルギービジョン(増補版)は、平成22年2月に策定された「上田市地域新エネルギービジョン」の一部を見直し、新たな課題やニーズを踏まえた上で、重点的に取り組むべき課題について、施策の展開、新エネルギーの導入目標、さらに省エネルギーの取組に至るまでをとりまとめたものである。概要については、表 2.3-77に示すとおりである。

表 2.3-77 上田市地域新エネルギービジョン(増補版)の概要

新エネルギーの導入目標	10年後のCO ₂ 削減目標（2020年度累計目標） 2009年度（平成21年度）において、1990年度（平成2年度）から増加した温室効果ガス排出量154,300トンのうち、約21,140トンを今後の新エネルギー導入施策により削減する。
新エネルギーの導入 省エネルギーへの取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策の推進 2 市・市民・事業者の取組 3 環境情報の発信と環境学習の推進 4 地域産業の活性化 5 防災機能の向上 6 省エネルギーの推進

出典：「上田市地域新エネルギービジョン(増補版）」（平成26年9月 上田市）

(3) 国土利用計画第二次上田市計画

国土利用計画第二次上田市計画は、「国土利用計画法」第2条に示された国土の基本理念に即して、公共の福祉を優先し、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、上田市の区域における土地利用に関し、必要な事項を定めた計画である。概要については、表 2.3-78に示すとおりである。

表 2.3-78 国土利用計画第二次上田市計画の概要

計画期間	基準年次：平成 25 年 目標年次：令和 7 年
基本理念	ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市
目標達成のために必要な措置の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共の福祉の優先 2 国土利用計画法等の適切な運用 3 地域整備施策の推進 4 土地の保全と安全性の確保 5 環境の保全と美しい土地の形成 6 土地利用転換の適正化 7 土地の有効利用の促進 8 土地の市民的経営の推進

出典：「国土利用計画第二次上田市計画」（平成 28 年 3 月 上田市）

(4) 上田市景観計画

上田市景観計画は、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくため、「上田市景観条例」（平成24年12月25日 条例第40号）を改正し策定された。概要については、表 2.3-79に示すとおりである。

表 2.3-79 上田市景観計画の概要

基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな緑がまちを包み込むうるおいのある景観づくり 2 歴史と文化の香り高い風格ある景観づくり 3 人の息づかいと活気が感じられる景観づくり 4 身近な場所からみんなで取り組む景観づくり
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 緑映えする暮らしの舞台を育む 2 水辺が近くに感じられる風景を育む 3 歴史と文化を生かした風格ある街を育む 4 美しい眺めを守る 5 魅力的なまちなかの景観をつくる 6 地域ならではの個性を伸ばす 7 協働作業で愛着のある景観を育む

出典：「上田市景観計画」（平成 25 年 3 月 上田市）

(5) 上田市ごみ処理基本計画

上田市ごみ処理基本計画は、上田市廃棄物処理審議会での審議を経て答申いただいた内容に基づき策定され、ごみ問題を自分事として考え、市民一人ひとりが踏み出す一歩によってごみの減量・再資源化を推進するためのものである。概要については、表 2.3-80に示すとおりである。

表 2.3-80 上田市ごみ処理基本計画の概要

計画期間	平成 30 年度～令和 9 年度
基本理念	<p>みんなが主役 減らそう「ごみ」 目指そう「資源の環」</p> <p>－ 自然環境共生のまちへ －</p>
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民・事業者・行政との協働によるごみの発生抑制を優先した 3R の推進 2 ライフスタイルの見直しによるごみ減量の推進 3 安心して快適に暮らせる生活環境の保全
目標値	<p>[目標値 1]</p> <p>ごみの総排出量を 1 人 1 日あたり 673g とする 基準年 2016 年(平成 28 年) 778g⇒673g/人年 (105g の減量)</p> <p>[目標値 2]</p> <p>可燃ごみ排出量を 5,510t 減量する。 基準年 2016 年(平成 28 年) 34,210t⇒28,700t/年 (5,510t の減量)</p>

出典：「上田市ごみ処理基本計画」（平成 30 年 3 月 上田市）

4. 坂城町

(1) 坂城町第6次長期総合計画

坂城町第6次長期総合計画は、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち — 将来像に込める想い—」と定め、豊かな自然と調和し、災害に強く、潤いのある快適な環境を基盤として、笑顔あふれ、誰もがいきいきと輝くことができる社会の実現を目指し、10年間のまちづくりの指針となる総合計画として策定された。

概要については、表 2.3-81に示すとおりである。

表 2.3-81 坂城町第6次長期総合計画の概要

計画期間	令和3年度～令和12年度
将来像	「輝く未来を奏でるまち」— 将来像に込める想い—
まちづくりの基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 未来へと躍動するまち 暮らしと産業を支える交通網などの基盤整備を進め、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を目指す。 2 みんなの笑顔輝くまち 誰もが幸せで笑顔あふれ、健康でいきいきと輝き、次世代を育む文化あふれるまちを目指す。 3 つながる安心のまち 豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる、災害に強く安心なまちを目指す。
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしと産業、安心の基盤づくり 2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり 3 技術と魅力が集うものづくりのまち 4 災害に強く、環境にやさしいまちづくり 5 未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり 6 すべての人がともしつくるまち

出典：「坂城町第6次長期総合計画」（令和3年3月 坂城町）

(2) 国土利用計画（第4次坂城町計画）

国土利用計画（第4次坂城町計画）は、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの指針となる「第6次長期総合計画」の策定とあわせ、坂城町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画として策定された。

概要については、表 2.3-82に示すとおりである。

表 2.3-82 国土利用計画（第4次坂城町計画）の概要

計画期間	令和3年度～令和12年度
基本理念	町土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、豊かな自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮した町土全体の均衡ある発展を図る。また、将来にわたり安全で豊かな活力ある町土を維持するため、町土を適切に管理し、町土の有効活用と土地利用の質的向上を図ることを基本理念とする。

出典：「国土利用計画（第4次坂城町計画）」（令和3年3月 坂城町）

5. 東御市

(1) 第2次東御市総合計画・後期基本計画

第2次東御市総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成され、計画期間は、基本構想を10年間、基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間となっている。

世界基準のSDGs（持続可能な開発目標）を意識した取り組みを推進するとともに、新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な東御市づくりに向けて共に歩みを進めるため、市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針として定められている。概要については、表 2.3-83 に示すとおりである。

表 2.3-83 第2次東御市総合計画・後期基本計画の概要

計画期間	令和元年度～令和5年度
将来都市像	人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな自然と人が共生するまち <ul style="list-style-type: none"> ・自然と調和した住みよいまちを目指す ・地球環境への負荷の少ないまちを目指す 2 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち <ul style="list-style-type: none"> ・快適で暮らしやすいまちを目指す ・暮らしの安心を支える上下水道をつくる ・暮らしの安全がひろがるまちを目指す 3 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち <ul style="list-style-type: none"> ・安心して子供を産み育てられるまちを目指す ・心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す ・生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す ・郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す 4 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す ・安心して医療が受けられるまちを目指す ・誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す ・元気で生きがいのある高齢社会を目指す 5 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活かす農業の振興を目指す ・元気で活力ある産業が育つまちを目指す ・定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す ・交流をひろげる魅力ある観光地を創る 6 市民と共に歩む参画と協働のまち <ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す ・市民の信頼に応える行財政経営を進める ・開かれた市政を推進する ・全ての人が尊重されるまちを目指す

出典：「第2次東御市総合計画・後期基本計画」（平成31年3月 東御市）

(2) とうみ環境（エコ）プラン ー第2次東御市環境基本計画ー

とうみ環境（エコ）プラン ー第2次東御市環境基本計画ー は、東御市の最上位計画である「東御市総合計画」を環境面から推進することにより、総合計画に掲げられた将来像の実現を目指すものである。

同時に、「東御市環境をよくする条例」（平成16年4月1日 条例第125号）の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものである。

概要については、表 2.3-84に示すとおりである。

表 2.3-84 とうみ環境（エコ）プラン－第2次東御市環境基本計画－の概要

計画期間	平成28年度～令和7年度
望ましい環境像	低炭素で持続可能な まちをはぐくみ みどりの地球を未来へ
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活環境：安心して暮らせる快適なまちづくり 2 自然環境：自然を保全し、共に生きるまちづくり 3 地球環境：地球環境に配慮したまちづくり 4 環境保全活動：市民や事業者との連携・協働の推進
施策大綱及び基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 安心して暮らせる快適なまちづくり <ol style="list-style-type: none"> 1-1 水環境の保全 1-2 良質な水資源の確保 1-3 大気環境の保全 1-4 生活公害の防止 2 自然を保全し、共に生きるまちづくり <ol style="list-style-type: none"> 2-1 森林・農地の保全 2-2 生態系の保全 2-3 自然とのふれあいの推進 2-4 風景・景観の保全 3 地球環境に配慮したまちづくり <ol style="list-style-type: none"> 3-1 ごみの減量化と適正処理 3-2 環境美化と不法投棄対策 3-3 地球温暖化対策 3-4 低炭素化の推進 3-5 再生可能エネルギーを利用した電力自給 4 市民や事業者との連携・協働の推進 <ol style="list-style-type: none"> 4-1 環境教育の推進 4-2 環境保全活動などの推進

出典：「とうみ環境（エコ）プラン－第2次東御市環境基本計画－」（平成28年2月 東御市）

(3) 第2次東御市一般廃棄物処理基本計画

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画では、今後、生ごみ堆肥化の推進やごみ減量アドバイザーの育成等を通じて、さらなるごみ減量及び資源化に取り組み、「自然との調和を目指す循環型都市 とうみ」の実現を目指すためのものである。概要については、表 2.3-85に示すとおりである。

表 2.3-85 第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の概要

計画期間	平成28年度～令和12年度
基本理念	自然との調和を目指す循環型都市 とうみ
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ・環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援 2 効率的かつ適正なごみ処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集・運搬 ・ごみ処理施設の整備 ・不法投棄対策
目標値	<p>〔目標値1〕焼却処理量 家庭系ごみ、事業系ごみを合わせた焼却処理量を令和2年度に3,846t、令和7年度に3,600t、令和12年度に3,550tとすることを旨とする。</p> <p>〔目標値2〕資源化率 資源化率を令和12年度までに40%以上とすることを旨とする。</p>

出典：「第2次東御市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月 東御市）

6. 青木村

(1) 第5次青木村長期振興計画後期基本計画

第5次青木村長期振興計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成され、計画期間は、基本構想を10年間、基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間となっている。第5次青木村長期振興計画では、「元気で豊かな村づくり」、「青木村がもっと輝き日本一住みたい村へ」をスローガンに掲げ、10年、20年先も見据えて、「つなぐ」、「つくる」、「育てる」視点から、5か年の施策展開を位置付けたものである。概要については、表 2.3-86に示すとおりである。

表 2.3-86 第5次青木村長期振興計画後期基本計画の概要

計画期間		平成 29 年度～令和 3 年度
基本構想	メインテーマ	好きだよ！青木村 いで湯と歴史・文化がかおる心の郷 ～次代に残そう自然豊かな住みよい村を～
	将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恵まれた環境とぬくもりのあるつながりの中で人と文化が育つ村 ・ 地域の特性を生かした魅力ある産業をはぐくむ村 ・ 安全、安心した生活を過ごせ豊かさが実感できる村 ・ 地域支えあいの心であふれた健やかで安らぎのある村 ・ 人と自然が共生できるうるおいのある快適な村 ・ 村民と行政が協働し、安定した自立の道を歩む村
重点推進プロジェクト		<ol style="list-style-type: none"> 1 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト 2 国道 143 号青木峠新トンネル整備プロジェクト 3 あおきっ子 小・中学校全学年 2 クラス化プロジェクト 4 健康寿命延伸プロジェクト
分野別の方向性		<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て・健康・福祉 赤ちゃんからお年寄りまで健康で元気に活躍できる村づくり 2 農業、林業、工業、商業・観光・雇用 産業を育み、雇用を生み出し、活力に満ちた村づくり 3 教育・文化・スポーツ 心豊かな人と文化を育む村づくり 4 安全・安心・快適 安全・安心で暮らせる村づくり 5 生活基盤・環境保全 みどり美しく快適な生活空間を持った村づくり 6 自治・協働・交流 村民との協働で自立し、交流の盛んな村づくり

出典：「第5次青木村長期振興計画後期基本計画」（平成 29 年 3 月 青木村）

7. 長和町

(1) 第二次長和町長期総合計画

第二次長和町長期総合計画は、合併から10年を迎え、より広域的な視点で地域資源や特性を活かしたまちづくりが求められる中、新たな時代を見据え長和町に住むすべての町民が明るく元気に暮らせるまちづくりの指針として策定された。

概要については、表 2.3-87に示すとおりである。

表 2.3-87 第二次長和町長期総合計画の概要

計画期間	平成 29 年度～令和 8 年度
基本構想 (基本目標)	<ol style="list-style-type: none">1 地域産業の振興で働いてみたいとなるまち2 観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込むまち3 結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまち4 安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたいとなるまち
基本施策	<ol style="list-style-type: none">1 活気に満ちた産業のまちづくり(産業の振興)2 つながりが広がるまちづくり(交流の促進)3 健康で笑顔あふれる安心なまちづくり(保険・医療・福祉・子育ての充実)4 豊かな心と文化を育むまちづくり(教育・文化の充実)5 自然と調和した快適で安全なまちづくり(生活環境・基盤の整備)6 ささえあいのまちづくり(住民参加と行財政運営)

出典：「第二次長和町長期総合計画」(平成 28 年 9 月 長和町)